

日本公共政策学会
2021 年度研究大会
大会案内・レジュメ集

2021 年 6 月 5 日（土）～6 日（日）

オンライン開催

開催校：関西大学

目次

2021 年度研究大会開催案内	3
研究大会プログラム	3
■ 開催趣旨	3
■ ZOOM 開催の方法	5
第 1 日目 2021 年 6 月 5 日 (土)	7
第 2 日目 2021 年 6 月 6 日 (日)	12
レジュメ集	16
第 1 日目 2021 年 6 月 5 日 (土) 10:00-11:30	17
若手報告セッション 1	17
若手報告セッション 2	22
若手報告セッション 3	25
若手報告セッション 4	28
若手報告セッション 5	31
第 1 日目 2021 年 6 月 5 日 (土) 12:45-14:45	34
企画委員会セッション 1-1	34
企画委員会セッション 1-2	39
企画委員会セッション 1-3	44
自由公募セッション 1-1	50
第 1 日目 2021 年 6 月 5 日 (土) 15:00-17:00	55
共通論題 1	55
第 2 日目 2021 年 6 月 6 日 (日) 10:00-12:00	63
企画委員会セッション 2-1	63
自由公募セッション 2-1	68
自由公募セッション 2-2	73
自由公募セッション 2-3	79
第 2 日目 2021 年 6 月 6 日 (日) 13:00-15:00	84
企画委員会セッション 2-2	84
企画委員会セッション 2-3	91
自由公募セッション 2-4	95
自由公募セッション 2-5	100
第 2 日目 2021 年 6 月 5 日 (土) 15:15-17:15	104
共通論題 2	104

2021 年度研究大会開催案内

研究大会プログラム

共通テーマ： 危機と公共政策

開催校： 関西大学

開催日： 2021 年 6 月 5 日（土）・6 日（日）

■ 開催趣旨

2021 年度研究大会企画委員会

委員長 福井秀樹

日本公共政策学会 2021 年度研究大会は、2021 年 6 月 5 日（土）・6 日（日）に、関西大学（高槻ミューズキャンパス）の研究大会実行委員会本部をホストとする Zoom ミーティングによりオンラインで開催されます。本大会の共通テーマは、「危機と公共政策」です。

2020 年 1 月にパンデミックと宣言された新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）が引き起こした未曾有の世界的危機は、より効果的な政策の立案・策定・実施に学术界がどのような貢献をどの程度なし得た／得るのか、という問いをあらためて私たち研究者一人一人に投げかけているように思われます。また、2021 年は東日本大震災発生から 10 年の節目の年でもあります。そこで、2021 年度研究大会は、私たちの社会が直面する危機の諸相、政策効果の因果推論、そして専門知識の政策への活用について、積み重ねられてきた情報と知見を共有し理解の深化を図る学術的討論の場にしたいと考えました。

初日の共通論題は「新型コロナウイルス・パンデミックにおける危機管理」です。我が国の危機管理は、自然災害偏重型で、感染症パンデミック対応も含むオールハザードアプローチ（All-hazard approach）による特殊災害対応体制は手薄との指摘があります。COVID-19 に対する危機管理については、行政の対応の遅れや混乱が生じましたが、他方で上手く行った部分もあります。その背景は何か。どのように改善していけばよいのか。報告者およびフロアの意見交換を通じて考えていきます。

初日午前には若手報告セッションが 5 セット設けられています。テーマは規範理論、グローバル公共政策、議員行動、政党人事、政策形成・実施、社会保障、雇用政策、そして政策評価と多岐にわたります。当学会の次世代を担う若手研究者の意欲的な報告にご期待下さい。

このほかに、初日午後から二日目にかけて企画委員会セッションが 6 セット、自由公募セッションが 6 セットあります。初日の企画委員会セッション 1 は「グローバル・リスクと公共政策」「専門知識と政策形成：比較の観点から」「選挙民主主義の下での復旧・復興を考える」、二日目の企画委員会セッション 2 は「実験エビデンスの政策への応用と課題」「世界のデジタル化と安全保障」「データ分析と政策への応用」のそれぞれ 3 セットです。また、自由公募セッション 6 セット中 2 セットは企画応募によるもので、初日が「EBPM の観点から見た IR（統合型リゾート）推進」、二日目国際パネル企画「Understanding Policy Response to COVID-19 Pandemic from a Comparative Perspective」（使用言語：英語）です。自由公募セッションはこのほかに「制度改革」「財政政策・エネルギー政策」「政策デザイン」「自治体行政・政治」をテーマとする個人報告セッションが 4 セットあります。いずれのセッションにおい

ても、現代社会の危機の諸相、政策効果の因果推論、そして専門知識の政策への活用について、知的刺激に満ちた活発な意見交換が期待できるものと思います。

二日目の共通論題は「ポスト・コロナの政策デリバリー」です。中央政府と地方政府が融合的である日本では、政策デリバリーにおいて中央地方間での情報のやり取りや意思決定のための調整が必要となり、今般は特にデジタル化が不十分であるとして批判を受けました。地方政府は求められる対応を十分にこなすことができたのか。不足する点は何だったのか。これらの検証を通じて、平時対応となっていく今後の感染症対応のあり方を問うとともに、政策の質の改善について検討します。

Zoomによるオンライン開催となりましたが、会員の皆様の多彩な報告と活発な意見交換により、今年度の研究大会が、公共政策研究の一層の発展のみならず、学術研究と政策実務との架橋を促す一助となることを願っております。

■ ZOOM 開催の方法

2021 年度研究大会実行委員会
委員長 山崎栄一

【プラットフォーム、研究大会実行本部】

2021 年度研究大会及び総会は、大会 HP をプラットフォームにして実施します。また昨年と異なる点は、全ての研究大会のセッション、総会を ZOOM のライブで行う点です。運営上の問題が生じぬよう、各セッションには入退室管理とその他の運営用に各セッション 2 名の研究大会実行本部メンバーを配置します（最大で 5 セッションの同時開催があるので、本部では各メンバーに 1 台ずつ PC を割り当て、計 10 台の PC を用意する予定です。無論、各セッション方々はご自分で PC をご用意いただき、大学、自宅等ご都合の良いところから参加ください。）。また、関西大学高槻ミュージズキャンパスに開催期間中は、研究大会実行本部を設置し、そこに研究大会実行委員長、企画委員長、事務局長及び研究大会実行本部メンバーは実際に集合し、各セッションの運営状況を一括管理いたします。

【大会 HP】

ZOOM 開催のプラットフォームとなる大会 HP ですが、現在作成中で 4 月後半を目途に公開予定です。公開したら、HP アドレスを学会 HP や ML でお知らせいたします。本大会 HP で、最新プログラム、レジュメ集、予稿等を随時公開して参ります。また、会員の参加申込、総会へのエントリー等の窓口になると共に、各セッションや総会、理事会の ZOOM の URL も本大会 HP で公開いたします。当日、非会員も、事前申請制で参加可能です（大会 HP から申請出来るようにします。）が、一部学会員のみ限定して公開するものが出てくる（例えば総会の ZOOM の URL や資料等）ため、パスワードを 2 つお知らせします。全体共通パスワードは XXXXXXXXXX、会員限定パスワードは XXXXXXXXXX です。これらのパスワードは、印刷ベースの本会報でしか公開いたしません。学会 HP の会報バックナンバーの方では、黒塗りしますのでご注意ください。

【研究大会の予行練習】

本学会での ZOOM のライブ開催は初めての試みです。経験値が無いため、課題の洗い出しは最大限しておりますが抜けが出てくる可能性があります。開催の 1 週間ほど前に、希望されるセッションの代表者の方々にも参加いただき、予行練習をしたいと考えています。これは ZOOM 開催の運営上のチェックなので、実際の研究報告をしていただくのではなく、ちゃんと ZOOM が繋がるか、入退室、その他に問題が無いかの事前チェックと、各セッションの代表の方々と 2 名の研究大会実行本部担当メンバーの打合せの時間になります。研究大会実行本部は、この場で見落としが無いかのチェックをさせていただきます。また詳細は、企画委員長あるいは実行委員長の方から各セッションの代表者の方に連絡させていただきます。

【研究大会参加申込み、総会参加申込み】

研究大会への参加は、4 月後半公開予定の大会 HP よりお申し込みください。なるべく 5 月 31 日（日）までに申し込みをお願い申し上げます。学会員は参加申込をしていなくても、当日大会 HP から参加出来るようにします。ただ参加者数の事前把握のため、ご協力をお願いいたします。

なお、非会員も、大会 HP より研究大会へは参加申込が出来るようになりますが、参加申込なしでの当日参加は認められません。

総会への参加は、4月後半公開予定の大会 HP よりお申し込みください。なるべく 5月 31日 (日)までに申し込みをお願いいたします。参加申込をしていなくても、当日大会 HP から参加出来るようにします。ただ参加者数の事前把握のため、ご協力をお願いいたします。総会への非会員の参加は認められません。総会資料は、当日大会 HP 及び ZOOM のチャットで配布します。

【大会案内・レジュメ集】

大会案内・レジュメ集は、上記大会 HP よりダウンロードできます。

【フルペーパー】

大会報告のフルペーパーは、2021年 5月下旬頃より上記大会 HP にてダウンロード可能となる予定です。こちらから事前にダウンロードし、当日ご持参ください。フルペーパーは期間限定公開で、2021年 6月末日に閉鎖しますのでご注意ください。

【連絡先】

関西大学社会安全学部 山崎研究室

関西大学社会安全学部 永田研究室

お手数ですが、上記メールに同時にご連絡いただけると、お返事も早くできると思います。

以上、現段階で決まっている事柄です。今後、最新情報に関しては、随時学会 HP や大会 HP、急ぎのお知らせは ML 等で連絡いたします。

第 1 日目 2021 年 6 月 5 日 (土)

日時	プログラム
6 月 5 日 (土) 9:30~	入室開始
	開会
6 月 5 日 (土) 9:45-10:00	開会の辞 2021 年度研究大会実行委員会委員長 山崎栄一 (関西大学)
	若手報告セッション
6 月 5 日 (土) 10:00-11:30	若手報告セッション 1 規範理論・グローバル公共政策
	報告 1 香月悠希 (京都大学大学院) 規範理論にもとづく政策分析が考慮すべき「文脈」の考察—「実現可能性」をめぐる議論を中心に—
	報告 2 奥田恒 (金沢大学) 「ユートピア」の観点から見たベーシック・インカム諸構想
	報告 3 吉村拓人 (立命館大学大学院) 「新冷戦」とハイブリッド戦争—岐路に立つグローバル公共政策—
	司会 清水唯一朗 (慶應義塾大学)
	討論 報告 1: 伊藤恭彦 (名古屋市立大学) 報告 2: 奥井克美 (追手門学院大学) 報告 3: 土屋大洋 (慶應義塾大学)
6 月 5 日 (土) 10:00-11:30	若手報告セッション 2 議員行動・政党人事
	報告 1 祐野恵 (京都大学 学際融合教育研究推進センター) 日本の市レベルの議員による政策知識の取得に関する分析
	報告 2 浅野良成 (東京大学大学院) 自民党部会人事の変容
	司会 森裕亮 (北九州市立大学)
	討論 報告 1: 嶋田暁文 (九州大学) 報告 2: 濱本真輔 (大阪大学)

日時	プログラム
6月5日(土) 10:00-11:30	若手報告セッション3 政策形成・政策実施 <hr/> 報告1 大金正知(法政大学大学院) 奨学金制度の課題の原因—政策形成過程についての—考察 <hr/> 報告2 有本新(同志社大学大学院) 公の施設におけるサービス供給体制の再検討 <hr/> 司会 福田耕治(早稲田大学) <hr/> 討論 報告1: 西山慶司(山口大学) 報告2: 宇野二郎(横浜市立大学)
6月5日(土) 10:00-11:30	若手報告セッション4 社会保障・雇用政策 <hr/> 報告1 伊藤泰三(龍谷大学大学院) 社会保障制度における「家族」の捉え方の変遷—政府報告書での取り扱われ方から— <hr/> 報告2 高橋勇介(愛媛大学) 労働市場における正規雇用への移行と諸要因—初職や転職経路などに着目して— <hr/> 司会 野崎祐子(椋山女学園大学) <hr/> 討論 報告1: 荒見玲子(名古屋大学) 報告2: 金子憲(東京都立大学)
6月5日(土) 10:00-11:30	若手報告セッション5 政策評価 <hr/> 報告1 斎藤英明(青山学院大学大学院) 高レベル放射性廃棄物最終処分場誘致に対する交付金の有効性の検証 <hr/> 報告2 三上真嗣(同志社大学大学院) 組織再編によるODA評価の変容: 独立行政法人改革政策とその影響 <hr/> 司会 野田遊(同志社大学) <hr/> 討論 報告1: 松下京平(滋賀大学) 報告2: 西出順郎(明治大学)
6月5日(土) 11:30-12:45	昼休み <hr/> 理事会
6月5日(土) 11:30-12:45	理事会 Zoom ミーティング URL

日時	プログラム
個別テーマセッション 1	
6月5日(土) 12:45-14:45	企画委員会セッション 1-1 グローバル・リスクと公共政策
	報告 1 明日香壽川 (東北大学) 気候変動というグローバル・リスクの現状と課題
	報告 2 宮脇昇 (立命館大学) グローバル・リスクと国際制度
	報告 3 大屋雄裕 (慶應義塾大学) AIによる危機、AIに対する危機
	司会 土山希美枝 (法政大学)
	討論 宇佐美誠 (京都大学)
6月5日(土) 12:45-14:45	企画委員会セッション 1-2 専門知識と政策形成：比較の観点から (学術委員会協賛特別企画)
	報告 1 齋藤宙治 (東京大学) 日米の司法判断から見る EBPM
	報告 2 西沢明 (東京大学) 地理空間情報の公共政策への活用と課題
	報告 3 渡辺幸子 (グローバルヘルスコンサルティング) 医療ビッグデータを医療政策に活かすには ～新型コロナウイルスが病院経営に与えた影響から～
	司会 加藤淳子 (東京大学)
	討論 福井秀樹 (愛媛大学)
6月5日(土) 12:45-14:45	企画委員会セッション 1-3 選挙民主主義の下での復旧・復興を考える
	報告 1 岡田陽介 (拓殖大学) 大規模災害における主観的被災者意識と投票参加 —「福島県民に対する政治意識調査」による分析—
	報告 2 茨木瞬 (横浜市立大学) 被災地における「被災者」の経済状況と政策評価 —「福島県民に対する政治意識調査」より—
	報告 3 吐合大祐 ((公財) ひょうご震災記念 21世紀研究機構) 震災復興と自治体選挙
	司会 河村和徳 (東北大学)
	討論 河村和徳 (東北大学) 福井英次郎 (明海大学)

日時	プログラム
6月5日(土) 12:45-14:45	自由公募セッション 1-1 EBPM の観点から見た IR (統合型リポート) 推進
	報告 1 佐々木一彰 (東洋大学) EBPM の観点から見た IR (統合型リポート) 推進
	報告 2 鳥畑与一 (静岡大学) I R (統合型リポート) の経済効果の検証 —都市成長戦略としての横浜 I R を事例として—
	報告 3 大川千寿 (神奈川大学) 政策形成における「エビデンス」をめぐる一考察 —横浜 IR (統合型リポート) に係る政策形成を事例として—
	報告 4 松澤余帆子 (独立行政法人 国際協力機構) 横浜 IR (統合型リポート) の方向性 (素案) に係るパブリック・コメントと EBPM の考察について
	司会 幸田雅治 (神奈川大学)
	討論 金井利之 (東京大学)
	共通論題
6月5日(土) 15:00-17:00	共通論題 1 新型コロナウイルス・パンデミックにおける危機管理 —危機管理における後追い行政、後追い政策は何故改まらないのか—
	報告 1 永田尚三 (関西大学) 新型コロナウイルス・パンデミックにおける危機管理 —危機管理における後追い行政、後追い政策は何故改まらないのか—
	報告 2 武田康裕 (元防衛大学校) 国際比較からみた日本のコロナ危機管理—平時の論理と価値の葛藤
	報告 3 牛山久仁彦 (明治大学) 自治体の新型コロナ対策—神奈川モデルから考える—
	報告 4 高鳥毛敏雄 (関西大学) コロナへの公衆衛生的対応と危機管理
	司会 永田尚三 (関西大学)
	討論 武田康裕、牛山久仁彦、高鳥毛敏雄、永田尚三
	会長講演
6月5日(土) 17:10-17:40	会長講演 日本公共政策学会会長 岡本哲和 (関西大学)
	総会
6月5日(土) 17:40-18:10	総会 Zoom ミーティング URL 6月4日(金)に会員へは ML で通知 また大会 HP の総会 ZOOM フォルダー内で公開
	学会賞授与式
6月5日(土) 18:10-18:30	学会賞授与式 Zoom ミーティング URL

日時	プログラム
	6月4日（金）に会員へは ML で通知 また大会 HP の総会 ZOOM フォルダー内で公開
	懇親会
6月5日（土） 18:30-19:30	懇親会 Zoom ミーティング URL 現在準備中

第 2 日目 2021 年 6 月 6 日 (日)

日時	プログラム
6 月 6 日 (日) 9:30~	入室開始
個別テーマセッション 2	
6 月 6 日 (日) 10:00-12:00	企画委員会セッション 2-1 実験エビデンスの政策への応用と課題
	報告 1 大久保将貴 (東京大学) データ分析と政策提言：RCT をすれば問題解決か？
	報告 2 黒川博文 (兵庫県立大学) ナッジを EBPM に活かすには？
	報告 3 河合晃一 (金沢大学) 行政学における実験研究の動向
	司会 秦正樹 (京都府立大学)
	討論 筒井淳也 (立命館大学)
6 月 6 日 (日) 10:00-12:00	使用言語：英語 自由公募セッション 2-1 Understanding Policy Response to COVID-19 Pandemic from a Comparative Perspective
	報告 1 Mingil Kim and Rosa Minhyo Cho (Graduate School of Governance, Sungkyunkwan University, Seoul, Korea) Examining the Effects of the Korean Government's Policy Response to COVID-19 Pandemic
	報告 2 Jeng-Tzu Chiu and Chun-yuan Wang (Central Police University, Taiwan) The Policy Response to Covid-19 of Taiwan's Law Enforcement Agencies: The Perspectives of Technology and Collaboration
	報告 3 Paul Burnes (University of New South Wales, Sydney, Australia) Selected Crisis Policy Responses in Australia: post COVID-19
	報告 4 Mia K. Gandenberger ¹ , Carlo M. Knotz ² , Flavia Fossati ¹ , and Giuliano Bonoli ¹ (¹ Swiss Graduate School of Public Administration (IDHEAP), University of Lausanne; ² University of Stavanger) Conditional Solidarity - Attitudes towards support for others during the 2020 COVID-19 pandemic
	司会 菊地端夫 (明治大学)
	討論 中村絢子 (武蔵野大学) 佐々木一如 (常磐大学)

日時	プログラム
6月6日(日) 10:00-12:00	<p data-bbox="375 159 837 203">自由公募セッション 2-2 制度改革</p> <hr/> <p data-bbox="375 241 1426 365">報告 1 佐脇紀代志 (個人情報保護委員会事務局) 制度改革の手法に見られる規定力—どんな手法がどんな改革をもたらすか</p> <hr/> <p data-bbox="375 376 1426 499">報告 2 宮崎一徳 (参議院事務局) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案 (第 204 回国会閣法第 6 号)」審査における「変換型議会」の表出</p> <hr/> <p data-bbox="375 510 906 589">報告 3 田口一博 (新潟県立大学) 地方議会研修と公共政策研究</p> <hr/> <p data-bbox="375 600 799 633">司会 小西敦 (静岡県立大学)</p> <hr/> <p data-bbox="375 645 943 768">討論 報告 1: 三田妃路佳 (宇都宮大学) 報告 2: 高野恵亮 (大阪市立大学) 報告 3: 窪田好男 (京都府立大学)</p>
6月6日(日) 10:00-12:00	<p data-bbox="375 779 1078 824">自由公募セッション 2-3 財政政策・エネルギー政策</p> <hr/> <p data-bbox="375 862 919 940">報告 1 石垣智宏 (姫路市立八幡小学校) 準市場と学校予算制度</p> <hr/> <p data-bbox="375 952 1426 1131">報告 2 入江政昭 (福岡市役所/九州大学大学院) Necessity of using both static and dynamic variables of debt simultaneously in the analysis of the impact of public debt on economic growth (債務の経済成長に与える影響分析に必要とされる債務の静的変数と動的変数の両変数の使用について)</p> <hr/> <p data-bbox="375 1142 1426 1265">報告 3 芳賀普隆 (長崎県立大学)・石田聖 (長崎県立大学) 広域連携による地域新電力の現状と課題—西九州させば広域都市圏を事例に—</p> <hr/> <p data-bbox="375 1276 831 1310">司会 川勝健志 (京都府立大学)</p> <hr/> <p data-bbox="375 1321 882 1444">討論 報告 1: 工藤裕子 (中央大学) 報告 2: 小嶋大造 (東京大学) 報告 3: 青木一益 (富山大学)</p>
6月6日(日) 12:00-13:00	<p data-bbox="853 1496 943 1529">昼休み</p>

日時	プログラム
個別テーマセッション 3	
6月6日(日) 13:00-15:00	企画委員会セッション 2-2 世界のデジタル化と安全保障
	報告 1 白崎護 (関西外国語大学) インターネットが政治意識に影響する条件：制度と環境
	報告 2 田辺雄史 (経済産業省) デジタル経済による産業構造の変革とセキュリティ
	報告 3 山添博史 (防衛研究所) 情報空間における国家間闘争：ロシア関連事案を中心に
	司会 助川康 (防衛研究所)
	討論 助川康 (防衛研究所)
6月6日(日) 13:00-15:00	企画委員会セッション 2-3 データ分析と政策への応用
	報告 1 長谷川達也 (広島県庁) Government's Stimulus Program to Boost Consumer Spending: A Case of Discount Shopping Coupon Scheme in Japan
	報告 2 阿部勝己 (NEC) Emotional Status and Productivity: Evidence from the Special Economic Zone in Laos
	司会 角谷快彦 (広島大学)
	討論 角谷快彦 (広島大学)、長谷川達也 (広島県庁)、阿部勝己 (NEC)
6月6日(日) 13:00-15:00	自由公募セッション 2-4 政策デザイン
	報告 1 遠藤勇哉 (東北大学大学院)・河村和徳 (東北大学) 福島第一原発の汚染処理水海洋放出に対する有権者心理
	報告 2 石黒廣洲 (地域デザイン研究家) 公共政策論に向けたモデリング・デザイン技法による知の統合－観察から統合への道筋の探索・解明から政策デザインの道具を得る－
	報告 3 山本英弘 (筑波大学)・大倉沙江 (筑波大学) 地方自治体における女性政策の導入状況：質問紙調査に基づく検討
	司会 谷口将紀 (東京大学)
	討論 報告 1：田川寛之 (筑波大学)
	報告 2：清水習 (宮崎公立大学)
	報告 3：出雲明子 (明治大学)

日時	プログラム
6月6日(日) 13:00-15:00	<p>自由公募セッション 2-5 自治体行政・政治</p> <hr/> <p>報告 1 宇佐美淳（元甲府市役所） ローカル・ガバナンスが重視される時代の地域コミュニティにおける自治体職員の役割に関する研究—“地域密着型公務員”としての地域担当職員制度に関する分析を通して—</p> <hr/> <p>報告 2 村岡敬明（明治大学） 沖縄の本土復帰前後から 20 年間に見られる政策—革新系知事と保守系知事の政策の違いに焦点を当てて—</p> <hr/> <p>司会 焦従勉（京都産業大学）</p> <hr/> <p>討論 報告 1：金川幸司（静岡県立大学） 報告 2：辻陽（近畿大学）</p>
6月6日(日) 15:00-15:15	若手最優秀報告賞表彰
	共通論題
6月6日(日) 15:15-17:15	<p>共通論題 2 ポスト・コロナの政策デリバリー</p> <hr/> <p>報告 1 青木尚美（東京大学） 新型コロナウイルスのワクチン接種における選択の自由と接種への意向に関する実験的検討</p> <hr/> <p>報告 2 三原岳（ニッセイ基礎研究所） 民間中心の提供体制に対する政府介入の歴史的な考察～コロナ禍への対応と医療構想の推進に向けて～</p> <hr/> <p>報告 3 森浩三（神戸市） Covid-19 の教訓と今後の住民サービスのあり方</p> <hr/> <p>司会 砂原庸介（神戸大学）</p> <hr/> <p>討論 片桐直人（大阪大学） 曾我謙悟（京都大学）</p>
	閉会
6月6日(日) 17:15-17:30	<p>閉会の辞 日本公共政策学会会長 岡本哲和（関西大学）</p>

2021 年度研究大会 レジュメ集

第 1 日目 2021 年 6 月 5 日 (土) 10:00-11:30

若手報告セッション 1

6 月 5 日 (土) 若手報告セッション 1 規範理論・グローバル公共政策
10:00-11:30

報告 1 香月悠希 (京都大学大学院)
規範理論にもとづく政策分析が考慮すべき「文脈」の考察—「実現可能性」をめぐる議論を中心に—

報告 2 奥田恒 (金沢大学)
「ユートピア」の観点から見たベーシック・インカム諸構想

報告 3 吉村拓人 (立命館大学大学院)
「新冷戦」とハイブリッド戦争—岐路に立つグローバル公共政策—

司会 清水唯一朗 (慶應義塾大学)

討論 報告 1: 伊藤恭彦 (名古屋市立大学)

報告 2: 奥井克美 (追手門学院大学)

報告 3: 土屋大洋 (慶應義塾大学)

規範理論にもとづく政策分析が考慮すべき 「文脈」の考察 — 「実現可能性」をめぐる議論を中心に—

香月 悠希¹

京都大学大学院

<キーワード> 規範理論、政策分析、非理想理論、文脈、実現可能性

1. 報告の概要

一般に、政策の望ましさについての分析や、規範的に望ましい政策の提案に規範理論をもちいる際には、現実の政策過程や、個別の政策問題固有の特徴といった「文脈」を考慮しなければならないと考えられている。「文脈」を踏まえない規範的な政策分析や政策提案は、「机上の空論」になってしまうためである。

しかしながら、そこで考慮されるべき「文脈」とは具体的にどのようなものであるのかについてのたちいった検討は、意外になされていない。本報告は、規範理論にもとづいて政策の分析・提案をおこなう際に、考慮しなければならない「文脈」について考察するものである。

2. 非理想理論

とりわけ本報告が検討の対象とするのは、非理想理論である。非理想理論とは、かならずしも理想的な条件が揃っていない現実の政策状況のなかで、具体的にどのような政策が望ましいかを検討する規範理論上のアプローチのことである。

非理想理論におかれる主な前提として、部分的遵守状況が挙げられる。部分的遵守状況は、正義の原理が要求する規範の厳格な遵守を、人々に期待することができないという状況のことである。しかしながら、非理想理論が考慮すべきその他の事実や「文脈」については、その重要性が強調されているものの、それほど研究が進んでいるわけではない。

3. 実現可能性

考察の手がかりとして本報告が注目するのが、規範理論と政策デザイン論における実現可能性の議論である。政策デザイン論においては、実現可能性が政策デザインを強く制約することは、議論の大前提としてひろく認識されている。政策の実現可能性をあらかじめ考慮することは、政策分析や政策デザインを有意義なものにするうえで不可欠の作業であると考えられており、研究も少なくない。ほぼ同様の認識から、規範理論においても、非理想理論に関心を持つ研究者を中心に実現可能性の概念をめぐる議論がおこなわれている。

4. 考慮すべき事実と「文脈」の考察

本報告では、上で見たような規範理論と政策デザイン論における実現可能性の議論を参照することで、規範理論をもちいて政策分析をおこなう際に考慮すべき事実や「文脈」の類型と、それらをめぐる諸論点の提示および検討を試みる。

¹ E-mail: katsuki.yuki@icloud.com

「ユートピア」の観点から見た ベーシック・インカム諸構想

奥田 恒¹
金沢大学

1. 報告の目的

本報告の目的は、ベーシック・インカムとそれを擁護する諸構想について、「ユートピア」の観点から考察することである。ベーシック・インカムとは、「政治的共同体によって、その成員すべてに対して、個人ベースで、資力調査または就労要請なしに、支払われる所得」を指す (Van Parijs 2008)。

2. ベーシック・インカムと「ユートピア」の観点

ベーシック・インカム構想のなかには様々な構想が存在する。本報告では、「ユートピア」の観点という条件から (佐野 2018)、考察対象を限定する。

ある提案やビジョンを「ユートピアの観点から考察する」ことは、第一に、より理想的な社会像を提示して現状批判・改善へのある程度一貫した指針を構想することを求める。しかし第二に、ビジョンを示す際には、理想社会にあっても実現不可能なものがあることを認めたと上で、実現可能なものと不可能なものとの組み合わせを、パッケージとして提示することも求められる。つまり、無尽蔵な財源を必要とする実現可能性を度外視した構想や、ごく低い給付水準しか認めない構想は、上記条件から外れることになる。

3. ベーシック・インカム諸構想の政策手段と政策目的

残った諸構想も、ベーシック・インカムを通じて目指すべき理想像によってさらにさまざまなバリエーションにわけられる。例えば、資本主義に肯定的か否定的か、伝統的コミュニティの再生という目的を重視するか否か、といった具合である。さらに、理想像に応じて、抱き合わせで実行されるべき政策も異なりうる。

本報告の後半部では、それらのバリエーションを、「政策目的」「政策手段」という観点から特徴づける。検討を通じ、ベーシック・インカムを含む長期かつ理想的目標を持つ提案の検討においては、「ガバナンスの様態」という観点が重要であると指摘する。

参考文献

- 佐野 亘 (2018) 「方法としての「ユートピア」：非理想理論の観点から」『社会システム研究』第 21 号, pp. 207-221.
- Van Parijs, Philippe 著、齊藤拓、後藤玲子訳 (2008) 「ベーシックインカム」『社会政策研究』8 号, 87-129.

¹ E-mail: h_okuda@staff.kanazawa-u.ac.jp

「新冷戦」とハイブリッド戦争 —岐路に立つグローバル公共政策—

吉村 拓人
立命館大学大学院

東西冷戦の終結による大国間対立の終焉は、国家の枠を超えた「グローバル公共空間」を世界に認識させ、国連中心の核軍縮や兵器拡散防止、民族紛争・虐殺・環境・貧困といった人類共通の非伝統的安保問題に対応する、包括的な規範概念としてのグローバル公共政策を要求した。新時代の国際規範の形成に伴い、絶対的な力を誇った主権国家の地位は相対化され、国際機関や地域レジーム、非国家主体などの新興アクターらの国境を超えた相互作用はネットワーク化・自由化の波に乗り、ポスト冷戦国際システムの方向性を協調へと収斂させたかに見えた。

以後登場した、国家 vs 非国家の時代の到来を告げる「テロとの戦い」、アメリカの地位低下を表す「Gゼロ」などの概念は、いずれも時々の状況を端的に表すと共に、市民の思考、権力者の世界観、各アクターの行動から、ひいては国際システムにまで影響を与えうるものでもあった。そして冷戦終結より30年、現代を席卷する Great Power Competition、「米中対決」「権威主義 vs. 民主主義」等の概念は、国家間競争の再燃を世界に認識させ、国家アクターを中心とした敵対的な国際規範の再形成を促進しつつあるようだ。

ここに至り、岐路に立たされているのがグローバル公共政策である。テロ、紛争、核拡散、温暖化、格差にコロナ危機と、超国家的な対処の需要は冷戦後かつてなく高まったにも関わらず、世界は協調よりも対立に傾倒し、グローバル空間が以前ほどの輝きを放っていないのはなぜか。国連中心が謳われたポスト冷戦期と比べ、本報告で議論する現在の「新冷戦(Cold War II / CW2)」システムは、国家中心の対立的な多極構造に依拠している。対立(戦争)をシステムの側面から鑑みれば、冷戦は国家間の二極(代理)戦争、ポスト冷戦が非国家主体の内戦、対テロ戦争が国家 vs 非国家の不正規戦であったのに対し、新冷戦に特徴的なのがハイブリッド戦争(HBW)である。

特にアメリカが2014年に行われたロシアの地域介入戦略にこの名称を与え、大統領選挙等に際して警戒を強めていることは、米軍のレポートやRAND研究所のChivvis(2017)の報告などからも明らかだ。また人民解放軍の専門家Erickson(2015)が中国の海洋戦略を例に、廣瀬(2021)が2020年カラバフ戦争を例に、ロシア式のハイブリッド戦略が他国にも模倣され、現代戦争の典型になりつつあると述べている。しかしながらHBWの本質は、特定の国家が能動的に編み出した固有の事象と言うよりは、むしろ新冷戦の敵対的環境下において、かつて非国家アクターが活躍したグローバル空間へ国家の戦略的意図が侵食することで発生する競争そのものであると見なすべきだろう。このHBWこそ、新冷戦を象徴する戦争形態であると共に、地球規模の協調、グローバル公共政策を脅かす根本要因となりうる概念なのだ。

報告概要

1 冷戦後国際システムの構造的分類

システムごとのグローバル公共政策の傾向

システムごとの対立(戦争)形態

2 新冷戦とハイブリッド戦争(HBW)

HBW の定義

HBW の事例

3 HBW に揺れるグローバル公共政策

国際協調の破壊者

主導権をめぐる競争

若手報告セッション 2

6月5日(土) 若手報告セッション 2 議員行動・政党人事
10:00-11:30

報告 1 祐野恵 (京都大学 学際融合教育研究推進センター)
日本の市レベルの議員による政策知識の取得に関する分析

報告 2 浅野良成 (東京大学大学院)
自民党部会人事の変容

司会 森裕亮 (北九州市立大学)

討論 報告 1: 嶋田暁文 (九州大学)
報告 2: 濱本真輔 (大阪大学)

市レベルの議員による政策知識の取得に関する分析

祐野 恵¹

京都大学

<キーワード> 市議会、議員行動、政策知識、SNTV

本稿は、二元代表制と単記非移譲式大選挙区制（SNTV）に規定される市レベルの議員行動について、政策知識の取得に着目することで、新たな知見を提供することを目的とする。これまで、日本の地方レベルの議員については、個別利益の追求が合理的な選択とされ、それにより立法過程が不活発となると説明されてきた。ただし、これらの先行研究のほとんどは都道府県レベルの議員を対象としているが、彼らを選出する選挙区は、40%が小選挙区、20%が2人区となっている。他方で、市レベルの選挙では、20名の定数を超える選挙区が半数以上を占める。本稿はこの違いに着目し、個別利益追求モデルから導出される、首長に対する支持関係の有無、そして議員の規範意識の2つを独立変数とし、政策知識の取得について説明を試みる。

政策知識とは、現在の政策課題を明確に理解・提示し、それに対する解決法としての政策を決定するための、一貫した論理や情報の体系のことであり、理論的知識及び経験的知識、さらに課題の解決に要する情報を加えたものの総称である。これまで、地方議員の政策知識の取得については、個々の能力や裁量に委ねられていると示唆する記述が先行研究にあるものの、体系的な調査・研究は行われていない。そこで、中核市における議会議員の政務活動費の収支報告書及び支出明細書等を調査し、政策知識の取得方法の全体像をまず明らかにする。次に、個別利益追求モデルにおいては政策形成に関わる活動は不活発とされるが、なぜ、実際には、議員は政策知識の取得を行うのかという問いのもと、量的手法を用いて分析する。

本稿の分析には、議員に対する聞き取り調査及びアンケート調査、政務活動費の支出明細より構築した19市議会733名のデータベースを用いる。このデータベースによれば、政策知識の取得は、視察調査、研修受講、文献調査、行政職員からのレクチャー、公文書情報公開請求、市民からの情報提供、委員会視察、所属政党による情報提供、講師を招いた勉強会、市民に対するアンケート調査によりなされていた。そして、個別利益の追求に依らない再選戦略を掲げる野党議員及び議会活動をすべきという規範を有する議員については政策知識の取得を積極的に行うことが明らかとなった。

二元代表制とSNTVに規定される市レベルの議員行動について、政策知識のインプットに焦点を当てて分析した本稿の知見は、地方レベルの議員行動における研究に新たな視座を提供するものである。

¹ E-mail: yuno.megumi.8z@kyoto-u.ac.jp

自民党部会人事の変容

浅野 良成¹

東京大学大学院

<キーワード> 自民党部会、政党人事、党内規律、イデオロギー

1. 研究の背景

本報告では 2003 年から 2017 年の期間に実施された自民党の部会人事に注目し、人事パターンがどのように変化してきたかを検討する。自民党の部会人事をめぐる猪口・岩井 (1987) 『族議員の研究』や建林 (2004) 『議員行動の政治経済学』といった定評ある先行研究が既に存在する。建林 (2004) によれば、選挙に強い議員ほど「票になりにくい」とされる外交もしくは国防部会に配属される傾向にある。対照的に、農林水産・建設・商工の三部会は地元選挙区への利益誘導に繋がりやすい人気部会であり (猪口・岩井 1987)、当落線上の候補者に割り当てやすい。しかし、こうした実証研究は主に中選挙区時代の自民党を対象としている。選挙制度改革後、とりわけ 2000 年代以降の部会人事にも、同様の人事パターンが当てはまるのかは明らかでない。

2. 研究の方法

小泉政権期・谷垣総裁期・第二次及び第三次安倍政権期を対象に、政務三役や自民党執行部の入れ替えが行われた直後の部会人事についてデータセットを構築した。なお、本研究では『政官要覧』に基づいて、(1) 外交もしくは国防部会と、(2) 農林、水産、経済産業または国土交通部会を対象に、各衆議院議員が幹部ポスト (部会長、専任部会長、部会長代理、副部会長) に就任したか否かを結果変数とする。

説明変数には (1) 人事直前の総選挙における得票マージン、(2) 東京大学谷口研究室・朝日新聞共同調査に基づくイデオロギー位置、(3) 当選回数、(4) 比例区単独出馬ダミー変数、(5) 選挙区の人口密度 (人 / km²) を投入する。

3. 結果

第一に、外交・国防部会の幹部ポストは野党であった谷垣総裁の時代を除き、選挙での強さを示す得票マージンとの相関関係が確認されなくなっていた。また、選挙での強さに代わる形で、安倍政権下では安全保障分野でイデオロギー的に右寄りの議員ほど、外交・国防部会のポストを割り当てられる傾向にあった。

第二に、農林・水産・経済産業・国土交通部会の幹部ポストの割り当てについても、中選挙区制下とは異なり、得票マージンとの負の相関関係が有意に確認されなかった。むしろ安倍政権下では得票マージンが大きいほど、すなわち対立候補に差をつけて当選している議員ほど、利益誘導型部会の幹部ポストに就く傾向が示された。こうした人事パターンの変容は、「公共事業などの利益誘導を行うことで選挙に勝つ」という中選挙区制時代のイメージと異なり、「選挙に勝った報酬として公共事業などの利益誘導を行う」といった転換が起きていることを示唆していよう。なお、経済イデオロギー位置については、農林・水産・経済産業・国土交通部会の幹部ポスト就任との相関関係が観察されなかった。

¹ E-mail: stefan.jean.pierre.takaaki@gmail.com

若手報告セッション3

6月5日(土) 若手報告セッション3 政策形成・政策実施
10:00-11:30

報告1 大金正知(法政大学大学院)
奨学金制度の課題の原因—政策形成過程についての一考察

報告2 有本新(同志社大学大学院)
公の施設におけるサービス供給体制の再検討

司会 福田耕治(早稲田大学)

討論 報告1: 西山慶司(山口大学)
報告2: 宇野二郎(横浜市立大学)

奨学金制度の課題の原因 —政策形成過程についての一考察

大金 正知
法政大学大学院

1. 奨学金制度の現状と課題

貸与奨学金により全就学生の4割、127万人の学生が一人平均約340万円の奨学金貸与を受けて就学している（2019年度）。日本学生支援機構（以下機構）が公的奨学金制度の殆どすべてを実施している。日本の奨学金制度が貸与なのは、歴史的に一般会計資金負担を極力抑えながら大学進学を促進する財政投融资原資の制度だからである。貸与奨学金制度により、近年約130～40万人規模の奨学生の就学を可能にしてきた、大学進学者の希望実現・進学率の向上に貢献している制度である。しかし、奨学金の貸与がこれほど高い比率で行われている例は他のOECD諸国には殆ど見られず、日本独自の政策制度であると言える。卒業後就業機会と安定的な収入が得られれば問題は生じない。しかし、貸与であるため、在学中に親が経済的困難に陥ったり、本人自身が思うように就業機会に恵まれず、返済または奨学金を借りていること自体が大きな負担となっている奨学生がかなりの数存在すると考えられる。特にコロナ禍を理由として休学を余儀なくされた学生5,800人のうち、奨学金を借りていることが原因の経済的問題が理由となっている学生が一定数存在すると報道されている。

本発表では現在の政策制度が形成された経緯を分析し、公共政策上の観点からどのような制度変更が今日の奨学金制度の形成に影響を与えたかを分析する。

2. 分析結果

第一の制度変更は、1984年に有利子の第二種奨学金が創設される際の日本育英会法制定時の改正である。同法案の国会審議にて政府は、法改正後も無利息奨学金を育英奨学制度の根幹として堅持する考えを示して採決し、国会の付帯決議により、有利子による奨学金制度は補完装置として財政が好転した際は廃止等を含めて検討するという条件が付された。にもかかわらず第二の制度変更として、1999年には、財政投融资と財投機関債資金で運用することにより、無利子枠はそのままに有利子策枠のみ拡大される「きぼうプラン21」が創設された。以上二つの変更の結果、その後有利子型が無利子型の最大3.1倍（2014年）にまで拡大され、貸与奨学金受給者も1988年24万人から2013年度の144万人と6倍に急拡大した。延滞者数も2003年度17万人から2009年度21万人に増加した。

第三の制度変更として、2004年から始まった小泉行政改革の独法改革による経済・財政諮問会議等の提言による変更が挙げられる。この一例として、貸与奨学金の延滞などの改善に焦点が当てられた結果、延滞削減促進策が実施され、一定期間以上の延滞者への督促業務は外部契約者に委託されたことがある。こうした一連の延滞解消策によって3ヶ月以上延滞率は2003年10%から2019年度3.7%へと改善したが、機構は延滞困難者の直接対話の現場での機会を失い、現場からボトムアップで得られる経験・知見を次期の業務計画にフィードバックするシステムを維持することが困難となった。この事により機構と奨学生の関係を、支援者と非支援者の関係から金融機関と借り手の関係へと変化させ、奨学金制度が本来持つ、経済的困難に直面している社会的弱者への教育機会均等政策という奨学生にとっての認識を別のものへと変貌させたと考えられる。

公の施設におけるサービス供給体制の再検討

有本 新¹

同志社大学大学院

<キーワード> 公の施設、指定管理者制度、実施体制、決定—実施の関係、政策実施論

<要旨本文>

1. 報告目的

本報告は、政策実施論の観点から、指定管理者制度を分析し、「公の施設」の運営・管理のあり方を分析するものである。最終的に、「NPM（New Public Management）的発想で登場した指定管理者制度は、典型的な『決定と実施の分離』『現場への権限移譲』『民間活力の活用』を目指しているが、そのことが『公の施設』の設置目的の実現を目指すうえでマイナスに作用する」ことを主張する。

2. 問題認識

指定管理者制度は 2003 年に導入された制度であり、導入されてから約 15 年以上が経つ。施設の運営を指定管理者に委ねることで、住民サービスの向上とコストや経費の削減を目指すのである。一方で、そうした理念通りに進まないことも指摘されてきた。理論的には、プリンシパル（Principal）・エージェント（Agent）理論が参考となり、例えば自治体がプリンシパルで、指定管理者がエージェントとした場合、両者の利害は一致しておらず、指定管理者は自治体の意に添わず自らの利益になるような「機会主義的行動」をとろうとすることなどが指摘されてきた。また、実際の運営上の問題としては、理論的な問題とは異なり条例等の規定により指定管理者のノウハウ等が活用できていないことや、労働環境の悪化による質の低下などが指摘されてきた。

しかし、本報告では、実施担当者に関わる問題や実施過程で生じる問題よりも、指定管理者制度の仕組み自体の問題に着目したい。なぜなら、そうした制度の根底には、「決定と実施」の分離を前提に議論されているが、それらを明確に分離できるのかといった問題認識があるからである。つまり、問題は、施設の設置目的と実際の運営を分離することが難しいにも関わらず、それらを分離できるように指定管理者制度が導入されていることであり、そうした線引きが曖昧になっていることではないかということである。

3. 分析

そうした問題を分析するために、「公の施設」の中でも「公立図書館」を具体例として、施設の設置目的や業務仕様書などを確認し、何をどのように実現しようとしているのかを整理する。公立図書館に焦点を当てる理由は、指定管理者制度の理念に反する例ではないかと考えられるからである。公立図書館の設置目的、業務等を整理することで、目的が明確で、何を実施するのが明らかであれば、誰が実施を担うのかは政策目的の実現を目指すうえで大した問題ではないのかもしれないが、目的が曖昧で、何を実施するのかについて議論の余地がある場合は、日々の業務を誰が担うのかによって施設の役割や機能（設置目的の本質）にまで影響を与えることを分析する。

¹ E-mail: cxzd1001@mail3.doshisha.ac.jp

若手報告セッション4

6月5日(土) 若手報告セッション4 社会保障・雇用政策
10:00-11:30

報告1 伊藤泰三(龍谷大学大学院)

社会保障制度における「家族」の捉え方の変遷—政府報告書での取り扱われ方から—

報告2 高橋勇介(愛媛大学)

労働市場における正規雇用への移行と諸要因—初職や転職経路などに着目して—

司会 野崎祐子(椋山女学園大学)

討論 報告1: 荒見玲子(名古屋大学)

報告2: 金子憲(東京都立大学)

社会保障制度における「家族」の捉え方の変遷 —政府報告書での取り扱われ方から—

伊藤 泰三¹

龍谷大学大学院（県立広島大学）

<キーワード> 社会保障制度 家族 日本型福祉社会 地域共生社会

1 課題の提示

伝統的に「自助」優先を方針にしてきた日本の社会保障制度において「家族」による支援はどう取り扱われてきたかを、政府や政府に近い機関がだした文書から確認していく。時期区分としては、家族への期待を鮮明に出した日本型福祉社会論から現在まで、およそ40年間の変遷を確認する。区分を設定した理由はこの1980年以降から少子高齢化や介護問題が大きな課題として認識されていったためである。

2 捉え方の変遷

1979年に出された『新経済社会7か年計画』では、「個人の自助努力と家族や近隣・地域社会等の連帯を基礎としつつ、効率の良い政府が適正な公的福祉を重点的に保障する」という記載がみられるが2019年に出された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」では「これまで日本の社会保障制度は、「自助」やそれを支える「互助」を基本としつつ、これらで対応できないリスクには「共助」と「公助」が補完し対応」と自助優先の路線は変わっていない。しかし、時代の変遷にしたがって「家族」や「企業」の扱われ方、「共助」の意味合いの変遷等がみられる。本報告では他の文書や先行研究も参照しながら変遷の過程を検討していくこととしたい。

3 考察・結論

変遷を見ると、「共助」の意味合いが変化している、家族や地域での助け合いといった従来の「共助」が「互助」になり、以前は公助として扱われてきた社会保険が「共助」となっている。また、以前はあった「企業」に対する期待が昨今の文章では見られない。

また、現在の「互助」には家族間及び地域住民間の助け合いを含んだものと解釈されている。そして地域共生社会の考え方では、家族機能の低下を地域住民間での新しい助け合いに補完させるという記述も見られる。期待した「新しい互助」が機能しなかった場合、弱体化した家族や親族等の「古い互助」に責任が押し付けられる可能性が指摘できる。

さらに、実際の福祉の現場においては「互助」として家族が介護を担っているケースが多い。最近話題になっている課題では、生活保護の扶養照会、介護離職、ヤングケアラー等である。制度の在り方を示す報告書と実態には大きな隔たりが見られるが、そこに伝統的家族像の志向等の影響を指摘することができるのではないかと考えられる

¹ E-mail: tzito@pu-hiroshima.ac.jp

労働市場における正規雇用への移行と諸要因

—初職と転職経路などに着目して—

高橋 勇介¹

愛媛大学

1990年代より、パートやアルバイト以外の非正規雇用の増加が目立ち、労働者派遣法の改正に伴い、派遣業種の拡大と雇用の不安定さが問題となってきた。特に、2008年のリーマン・ショックでは、非正規労働者の雇い止めや契約解除が発生し、2020年のコロナ・ショックにおいても、非正規雇用の雇用の不安定性が顕著となった。企業のコスト削減の手段として非正規雇用が活用されることも多く、セーフティネットの問題も議論の対象となってきた。さらに、正規雇用との教育訓練の機会や賃金などの待遇面で格差が生じ、「二重労働市場」の問題が指摘されるようになった。

なお、日本の非正規雇用をめぐる研究の中で大きなテーマとなってきたのが、非正規雇用から正規雇用への移行について、すなわち、非正規雇用は行き止まりか、正規雇用への架け橋かどうかといった問題である。本報告では、非正規雇用から正規雇用への移行にどのような要因が働いているか検証するが、労働者の個人的もしくは経済的な属性に加えて、正規雇用移行への経路や初職の雇用形態にも着目する。さらに、初職が正規雇用であった労働者にサンプルを限定した二項ロジットモデルによる分析も行う。

本稿の主な結論としては、初職が正規雇用である場合、非正規雇用から正規雇用への移行が起りやすいこと、ハローワークの利用が女性の正規雇用への移行を促進しており、医療・社会保障・社会保険の業種や中小企業において、正規雇用への移行が起りやすく、現職決定後に前職を退職する場合のほうが正規雇用に移行しやすくなっていることが挙げられる。さらに、初職が正規雇用であった労働者にサンプルを限定した推定においても、ハローワークの利用が女性の正規雇用への移行を促進しており、医療・社会保障・社会保険の業種や中小企業において、正規雇用への移行が起りやすくなっていることが分かった。

なお、データでは、現職決定前に前職を退職するケースが多かったが、これらのケースも含めれば、失業期間中に所得保障も含め、ハローワークなど、公共の職業紹介といった公共政策におけるサポートも重要となる。また、初職が正規雇用であった非正規雇用を正規雇用いかに移行させるか、医療・社会保障・社会保険の業種や中小企業が正規雇用転換の受け皿となっている点では、転職後の仕事の満足度も含めて検証していくことも重要である。

¹ E-mail: takahashi.yusuke.zq@ehime-u.ac.jp

若手報告セッション5

6月5日(土) 若手報告セッション5 政策評価

10:00-11:30

報告1 齋藤英明(青山学院大学大学院)

高レベル放射性廃棄物最終処分場誘致に対する交付金の有効性の検証

報告2 三上真嗣(同志社大学大学院)

組織再編によるODA評価の変容:独立行政法人改革政策とその影響

司会 野田遊(同志社大学)

討論 報告1:松下京平(滋賀大学)

報告2:西出順郎(明治大学)

高レベル放射性廃棄物最終処分場誘致に対する 交付金の有効性の検証

齋藤 英明¹

青山学院大学大学院

<キーワード> NIMBY 迷惑施設 高レベル放射性廃棄物 立地 パネルデータ分析

要旨

迷惑施設の立地が進まない理由の一つは、住民が施設から被るコストが享受できるベネフィットに対して課題であると感じるためである。本稿が対象とする高レベル放射性廃棄物 (High Level Nuclear Waste, 以下 HLW と表す) 最終処分場の場合、多くの人々にとって未知であるがゆえに感じる恐怖なども住民が被るコストに含まれるであろう。

HLW 最終処分場の立地選定は 2000 年に成立した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき原子力発電環境整備機構 (Nuclear Waste Management Organization of Japan, 以下 NUMO と表す) が事業主体となっているが、基本方針は自治体からの自主的な応募である。NUMO 設立以降では 2007 年の高知県東洋町と 2020 年の北海道寿都町が正式応募を行ったが、東洋町はその後応募を撤回したため、2021 年現在、寿都町が唯一の正式応募自治体である。

応募が行われない理由の一つとして立地自治体が期待できるベネフィットが十分でないことが考えられる。HLW 最終処分場に限らず、日本では自治体への金銭供与を迷惑施設立地促進方法として利用してきており、HLW 最終処分場に関しても調査段階に応じて交付金が設定されている。

本稿はこれらの交付金うち文献調査に伴う交付金 (以下、文献交付金と表す) に着目し、自治体の誘致行動に与えた影響を分析する。すなわち、現在設定されている交付金が誘致にとって十分であるか否かを目的としている。本稿は誘致への第一段階である文献調査による文献交付金が 10 億円に設定された 2007 年度から 2016 年度を対象期間、その期間に存在した市町村を対象地域としてパネルデータを作成したうえで実証分析を行った。対象期間中に東日本大震災 (以下、震災と表す) を含むため、分析は全期間、震災前、そして震災後の三期間で行った。分析の結果、文献交付金は三期間ともに誘致に影響を持たないという結果を得た。他方で、原子力発電所の存在は震災前後で誘致への影響が異なり、震災前は誘致に正で影響を示した一方で震災後は負で影響を示した。

本稿の枠組みにおける実証分析の結果から、現行の文献交付金は自治体に誘致を促すために十分ではなく、さらなる増額が必要と考えられる。また、震災前後での原子力発電所の結果から、それを有している自治体は震災前に便益を感じていたが、震災後には負担が便益を上回ったと考えられる。

主要参考文献

Kato, Takaaki, Shogo Takahara, Masashi Nishikawa, and Toshimitsu Homma (2013) “A case study of economic incentives and local citizens' attitudes toward hosting a nuclear power plant in Japan : Impacts of the Fukushima accident.” *Energy Policy*, 59, 808-818.

¹ E-mail: vb.tooheysnew@gmail.com

組織再編による ODA 評価の変容： 独立行政法人改革政策とその影響

三上 真嗣
同志社大学大学院

<キーワード> ODA 評価、政策評価論、組織再編、独立行政法人改革、行政過程

<要旨本文>

評価はそれを担当する組織の変化によって、どのように変化するのか、変化しないのか。本報告では、政策主導で行われた一連の独立行政法人の組織再編を「独立行政法人改革政策」と呼び、それが政府開発援助（Official Development Assistance、以下 ODA）の事業レベルの評価にもたらした管理の変容を整理し考察する。その際、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency、以下 JICA）と国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation、以下 JBIC）の有償資金協力部門（円借款）および外務省の無償資金協力業務の一部を新 JICA へと組織統合した一連の独立行政法人改革政策には、管理の側面においても統合の効果があったかという問いに答える。

そのために、これまで十分に考察されなかった評価をめぐる組織的な方針と運用の変化に注目して、次の二点を検討する。すなわち、まず①JICA と JBIC 二つの組織変遷を歴史的に整理し、その公共政策の文脈の違いを考察する。これによって、技術協力と資金協力、二つの異なる歴史とその中で育まれた組織文化の差異が見えてくる。次に、②文脈が異なる両組織の統合が評価による事業の管理活動に与えた影響とその課題を考察する。その際、政策学や各専門分野の中で議論されてきた政策や事業の実体的な内容（すなわち、ODA の援助実体）ではなく、評価をめぐる手続きに注目する。評価の組織的な行動基準の変化を知るためには、外務省や JICA、JBIC その他行政機関が公表する評価報告書や評価方針、評価指針、評価手引書、評価手順書などといった政策文書や組織文書の更新と変遷を追跡する方法をとる。

たとえば、組織統合以前の JBIC の評価報告書を見れば、事前評価を appraisal（事前審査）と考えて、JICA とは異なる評価（evaluation）の理解をしていたとわかる。その後、独立行政法人改革を経て、管理の方針も統合されたかに見えた。しかし、文脈ごとに行政の過程を追跡したところ、「スキーム」というプログラムに分断されたままであるという実態がわかった。それは、JICA の中に残る公共政策の文脈ごとに管理の方針が別々に整備されているからである。独立行政法人改革政策には、評価と管理にセクショナリズム問題が生じうるという課題が見えてくる。

【参考文献】

- 武智秀之（2018）『公共政策の文脈』中央大学出版部。
独立行政法人国際協力機構（2019）『国際協力機構史』。
西尾勝（1990）『行政学の基礎概念』東京大学出版会。
西山慶司（2019）『公共サービスの外部化と「独立行政法人」制度』晃洋書房。
山谷清志（2006）『政策評価の実践とその課題—アカウンタビリティのジレンマ』萌書房。

第 1 日目 2021 年 6 月 5 日 (土) 12:45-14:45

企画委員会セッション 1-1

6 月 5 日 (土) 企画委員会セッション 1-1 グローバル・リスクと公共政策
12:45-14:45

報告 1 明日香壽川 (東北大学)
気候変動というグローバル・リスクの現状と課題

報告 2 宮脇昇 (立命館大学)
グローバル・リスクと国際制度

報告 3 大屋雄裕 (慶應義塾大学)
AI による危機、AI に対する危機

司会 土山希美枝 (法政大学)

討論 宇佐美誠 (京都大学)

グローバル・リスクと公共政策

司会者： 土山 希美枝

法政大学

登壇者： 明日香 壽川 宮脇 昇 大屋 雄裕

討論者： 宇佐美 誠

企画趣旨

新型コロナウイルス感染症の世界規模での急速な拡大によって、私たちはグローバル・リスクにいやが上にも関心をもたざるをえない現況にある。だが、パンデミックはグローバル・リスクの一類型にすぎず、その他に、気候変動に代表される地球環境問題、大国間対立や国際協調不全による安全保障リスクや人道危機、経済的グローバリゼーション下の国際的経済危機、さらには人工知能の指数関数的発展が招くかもしれない人類規模の危険など、種々の類型がある。これらのリスクに対して、公共政策は、グローバル・リージョナル・ナショナルなレベルにおいて、従来いかなる役割をはたし、また今後はたすべきか。類型横断的な共通の役割はあるか、あるならばそれはいかなるものか。本企画では、気候変動、国際制度、人工知能という相互に異質なトピックをあえて取り上げた上で、上記の問いに取り組む。そうすることにより、自然環境への地球規模の介入、グローバリゼーション、科学技術の加速度的発展などによって特徴づけられる今日的状況において、今日の公共政策がいかなる役割を期待されるかを、会員とともに考えたい。

報告

明日香 壽川（東北大学東北アジア研究センター教授）

「気候変動というグローバル・リスクの現状と課題」

宮脇 昇（立命館大学政策科学部教授）

「グローバル・リスクと国際制度」

大屋 雄裕（慶應義塾大学法学部教授）

「AIによる危機、AIに対する危機」

討論

宇佐美 誠（京都大学大学院地球環境学堂教授）

司会

土山 希美枝（法政大学教授）

気候変動というグローバル・リスクの現状と課題

明日香 壽川

東北大学

気候変動とコロナは、ともにグローバル・リスクとされる。その二つの関係性に関しては、人間がもたらした気候変動によって、森林の中で生きていたウイルスが動物を介して人間と出会うこと機会が多くなったとされる。しかし、筆者は、下記のような政治社会的な相似性の方が大きな問題だと考える。

第一に、科学の政治化がある。すなわち、「政治家が科学者の意見を聞かない」「政治家が聞かないから、国民も聞かない」「自分の意見と違うことを言う科学者は政治的に偏向しているとして排除する」などの状況が、多くの国で見られる。

第二に、リスクに対する考え方である。すなわち、コロナに感染して何らかの被害を受けるという可能性があるとしても、不確実性が伴うものであれば、自分は感染しないと勝手に考えて、その大きさを無視する。すなわち、リスクとして考えない。これは、まさに多くの人が持つ気候変動問題に対するリスク認識と同じである。

第三に、最も重要だと思うのは、加害者意識や責任の欠如だ。少なからぬ人が、コロナに関して、自分が感染源になり、パンデミックの原因となるとは考えないし、ゆえに責任感もない。気候変動問題も同じで、自分が出した二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスが他の人や未来世代に甚大な被害を与えるとは多くの人が考えない。

「気候変動はグローバル・リスク」という認識を醸成する大きなきっかけの一つが、2015年に発表されたシリア難民と気候変動を関連づけた論文だ。それによると、温暖化が風の流れを変えることによってシリア地域の降雨量を減少させ、高温が土壌水分を喪失させた。このため 2006～2010 年に史上最悪と言われる干ばつが発生し、アサド政権が水を大量に必要とする綿花栽培を奨励した事も重なって、地下水の枯渇、農業生産量の 3 分の 1 減少、ほぼ全ての家畜の喪失、穀物価格の高騰、栄養不良による子供の病気蔓延が起きた。その結果、すでにイラク難民であふれていた国境沿いの都市に 150 万人以上のシリア農民が新たに難民として流入し、まさにこのような都市で 2011 年の「アラブの春」につながる反政府革命暴動が勃発した。

このような因果関係の傍証として、人為的 CO₂ 排出を考慮した気候モデルによるシリアでの気温上昇・降水量減少の予測値と観測値の一致や地域別の細かい時系列分析を行った研究が使われた。ただし、この因果関係の説明のロジックに関しては、単純すぎるという批判も少なくなかった。したがって、単なる「要因」ではなく、「拡大要因（マルチプライヤー）」や「底上げ要因」という言葉を使う研究者が今は多くなっている。

このようなグローバル・リスクを管理する仕組みとして、国際社会は気候変動枠組条約のもとで、1997 年に京都議定書、2015 年にパリ協定をそれぞれ結んだ。しかし、今の各国の温室効果ガス排出削減数値目標は、パリ協定で定めた全体目標に全く不十分である。また、先進国と途上国との間の不公平性も解消されてはいない。本発表では、気候変動問題のグローバル・リスクとしての側面を紹介すると共に、国際社会の具体的な取り組みの現状と課題について述べる。

グローバル・リスクと国際制度

宮脇 昇
立命館大学

将来のリスクに既存の組織で対応するには限界がある。その組織は、従前のリスク認識を基礎に形成されたためである。現在の主要な国際制度の多くは、第二次世界大戦、あるいは第一次世界大戦を契機に形成された。国際連盟や国連はむろんのこと、国際人権制度、自由貿易体制も大戦の産物である。加えて、キューバ危機の後に核拡散防止体制、石油ショックに対応し IEA が形成され、経済危機に対処するべく G7 サミットが始まった。リスクを放置すると危機につながる。しかし国際制度は、基盤となる国家間関係の変容に伴い積極的に変化しなければ、硬化か劣化の道をたどりやすい。リーマンショックは G20 を生んだが、G20 さえ早くも硬化しつつある。1.5トラックとしてダボス会議、ミュンヘンやシャングリラが比較的機能し、2トラックの NGO、CSO のリスク発信が注目されるのとは対照的である。

冷戦はそれ自体がリスクであったが、冷戦が継続した1つの要因は、制度化と非制度化の緊張による。冷戦終結により 1940 年代以来の制度化ラッシュとなった 1990 年代は、「古き良き時代」であった。WTO や CTBT は制度更新であり、NPT の無期限延長も同様に意義づけられる。対人地雷禁止やクラスター爆弾禁止、ICC の制度化は、「人道」の観点から、冷戦期に後景にあったリスクが「発見」された過程と考えることができる。京都議定書などの環境分野では、必ずしもそうではない。脱冷戦の環境もさることながら、客観的な事態の変容に専門家が警鐘を声高にならしたことが制度化のエネルギーとなった。

リスク認識の先行によって制度化がなされ、規範が確立するパターンは、国際レジーム論、グローバル・ガバナンス論、グローバル・リスク論をはじめ先行研究で論じられたところであるが、既存の国際制度がリスク対応に戸惑う状況を検討したものは未だ寡少である。地政学的リスクのように概念化（想定）されているリスクもあれば、「想定外」の個別事象に伴うリスクもある。前者の場合は、多様な政策提言や政策過程への関与がなされて、場合によっては争点化される。後者の場合は、リスク認識が共有されず、リスクが「危機」に昇華して初めて、伏在していたリスクに気づく。

本報告では、比較的リスク認識の共有が容易な分野である国際経済、リスク認識の共有が困難な人道分野、リスク認識が大きく対立しうる安全保障分野におけるリスク対応の特徴を国際制度の観点から考える。一方では制度の誕生から劣化・変化に至る過程モデルとしての G7 や NATO があり、他方では制度自体が誕生しにくい分野もある。そこでは、制度化困難の背景にある現状維持と現状打破の関係に焦点をあて、「同志国」連合の形成が部分集合的にリスク回避の制度化と多元化をもたらしていることを SCO、CICA の事例で示す。その中間に位置づけられる国際制度が機能不全、すなわち自らが制度リスクを生み出す事象を生みつつ、制度崩壊に至らない事例として OSCE をとりあげる。最後に、ウランバートル対話等の 1.5 トラックの補完的役割を論じる。

AIによる危機、AIに対する危機

大屋雄裕

慶應義塾大学

人口知能（AI）に関して想定されるグローバル・リスクについて論じるにあたり、まずその活用の現状として個々人の日常生活に加え社会全体の統治ないし集合的意思決定の範囲において大規模に浸透しつつある状況を確認する。その後、近年進行しつつある第三次 AI ブームと呼ばれる急速な技術発展・普及の背景にある深層学習（ディープラーニング）と呼ばれる技術が持つ特徴と、それが AI システム全体のブラックボックス化に大きく影響していることについて説明する。その上で、しばしば主張されるような AI に関するリスクと AI により生み出される危機の想定について述べる。

その一方、そこで想定されているようなリスクシナリオが AI 研究者のあいだでは必ずしも現実的なものと受け止められていないこと、その背景にある AI の多義性と現時点での達成水準（さらには現実的に実現可能性が展望されている範囲）について確認する。その際、我々が AI に期待するもの、それとの比較において我ら自身のもの（人間らしさ）として想定している内容が大きく変貌している点についても述べる。

その上で、技術開発自体が社会的選択を背景にして行なわれる我ら人間の行為であることからそれに関するリスクのあり方についても一定の傾向が生じることを指摘し、AI をめぐるリスクはどこにどのようなものとして存在するのか、そこで想定される問題の所在に適切に対応した施策とはどのようなものかなどの点について論じる。

1. 浸透する AI
2. 第三次 AI ブーム
3. ブラックボックスへの懸念
4. AI の多義性
5. 二つの疑問
6. 行為としての技術開発
7. せめて、人間らしく
8. プロファイリングの問題
9. 科学性のよそおい
10. 問題と解決

関連文献（主なもの）:

レイ・カーツワイル（井上健訳）『ポスト・ヒューマン誕生：コンピューターが人類の知性を超えるとき』NHK 出版、2007。

ニック・ポストロム（倉骨彰訳）『スーパーインテリジェンス：超絶 AI と人類の命運』日本経済新聞出版、2017。

中西崇文『シンギュラリティは怖くない：ちょっと落ちついて人工知能について考えよう』草思社、2017。

山本龍彦『おそろしいビッグデータ：超類型化 AI 社会のリスク』朝日新聞出版、2017。

福田・林・成原編『AI がつなげる社会：AI ネットワーク時代の法・政策』弘文堂、2017。

稲葉・大屋他編『人工知能と人間・社会』勁草書房、2020。

宇佐美誠編『AI で変わる法と社会：近未来を深く考えるために』岩波書店、2020。

企画委員会セッション 1-2

6月5日(土) 企画委員会セッション 1-2 専門知識と政策形成：比較の観点から
12:45-14:45 (学術委員会協賛特別企画)

報告 1 齋藤宙治 (東京大学)
日米の司法判断から見る EBPM

報告 2 西沢明 (東京大学)
地理空間情報の公共政策への活用と課題

報告 3 渡辺幸子 (グローバルヘルスコンサルティング)
医療ビッグデータを医療政策に活かすには
～新型コロナウイルスが病院経営に与えた影響から～

司会 加藤淳子 (東京大学)

討論 福井秀樹 (愛媛大学)

専門知識と政策形成：比較の観点から

司会者： 加藤 淳子¹

東京大学

登壇者： 齋藤 宙治 西沢 明 渡辺 幸子

討論者： 福井 秀樹

<キーワード> 政策 専門知識 EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メーカー)
オープンデータ ビッグデータ

趣旨

政策形成には、それに生かすことのできる、さまざまな専門知識やデータが存在する。にもかかわらず、それが有効に活用されることは、現実には稀である。本企画では、異なる政策分野を取り上げ、日本の事例を、他の国と比較する、或いは一般化することで、具体的かつ明確に、日本における政策形成と専門知識に関わる問題を浮き彫りにする。どのような政策が望ましいかという観点に加え、専門的知識を活用すれば、改善できるはずの政策が、なぜ変わらずに継続するのかという、現状分析も重視する。分析の目的と必要性から、幅広い観点から問題にアプローチするため、下記のような、異なる分野の政策を横断する、多角的なテーマで構成される。「日米の司法判断から見る EBPM」は、公共政策における司法判断を、法の専門知識の役割に焦点をあわせ、日米比較の観点から論じる。「地理空間情報の公共政策への活用と課題」は、地理情報の活用が、様々な政策の場面で可能であることを論じるとともに、その際の問題を浮き彫りにする。「医療ビッグデータをどう医療政策に活かすことができるか」は、コロナ禍により全ての国民にとって喫緊の問題となった医療体制を、専門知識とデータの活用により、どう変えていけるかの可能性について探る。

齋藤宙治 「日米の司法判断から見る EBPM」

西沢明 「地理空間情報の公共政策への活用と課題」

渡辺幸子 「医療ビッグデータをどう医療政策に活かすことができるか」

¹ E-mail: katoj@j.u-tokyo.ac.jp

日米の司法判断から見る EBPM

齋藤 宙治¹

東京大学

<キーワード> 公共政策と司法、司法判断、EBPM、日米比較

本報告では、司法判断という切り口から、公共政策を裏付ける専門知識の活用について、日米で比較することを試みる。具体的には、日米の判例において、公共政策をめぐる司法判断がどのようになされているかを概観する。特に、公共政策を裏付けるエビデンスの取り扱い方に焦点を当てる。

司法判断という切り口から公共政策を見ることの利点として、訴訟過程を経ることで、当該公共政策についての専門知識の活用の有無・程度が公になるという特徴がある。すなわち、訴訟が提起されて、司法の場で争われることによって、国や州側は当該公共政策の正当性を主張するために、保有するエビデンスを提出することになる。そのため、判決文には、公共政策の立案者がどのようなエビデンスを持っていたか（持っていなかったか）の詳細を公に明らかにする資料としての価値があるともいえる。

他方で、司法判断という切り口による制約もある。つまり、裁判所の司法判断は、「当該公共政策によって権利を害された」と主張する者が訴訟を提起することで、初めて行われるものである。そのため、あくまでも当該公共政策に対する事後的な審査であり、判断主体も裁判所（裁判官）である。そのため、裁判所が、その司法判断に際して専門知識をどのように取り扱うのかという要素も混入してくる。

本報告では、両者（立案者による専門知識の活用と裁判所による専門知識の活用）を切り分けながら、日米での比較を試みる。おおざっぱに言えば、両者は相互に螺旋状に作用する関係にあるのではないかと考えられる。立案段階での立案者による専門知識の活用が進めば、裁判所の司法判断における専門知識の重視も進むだろう。また、裁判所の司法判断における専門知識の重視が進めば、立案段階での立案者による専門知識の活用も進むのではないかと考えられる。

なお、もちろん、あらゆる公共政策について司法判断がなされるわけではない。（特に日本の場合）司法判断がなされた判例の事案は数に限りがある。本報告では、可能な範囲で、なるべくトピックが類似する事案を日米で比較しながら紹介する。例えば、労働時間の規制、ゲーム・図書の規制、選挙区設定などのトピックを取り上げることを予定している。

¹ E-mail: hsaito@iss.u-tokyo.ac.jp

地理空間情報の公共政策への活用と課題

西沢 明¹

地域・交通データ研究所／一般社団法人日本バス情報協会
東京大学空間情報科学研究センター客員研究員

<キーワード> 地理空間情報、GIS、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）、オープンデータ、データリテラシー

1. 自己紹介

- (1) 東京大学工学部都市工学科出身（都市計画、地域計画）
- (2) 国土交通省で地理空間情報活用基本法の制定などに携わる
- (3) 近年は地理空間情報の活用推進、バス情報の整備・公開推進

2. 地理空間情報とは何か

- (1) 位置情報（座標、地名など）をもつ情報
- (2) 位置情報をキーにして情報を結びつけて利用する
- (3) 地図情報だけでなく、統計、台帳、移動情報などがある

3. 地理空間情報の公共政策への活用

- (1) 現状を把握する。
 - ・例：流動人口データ
- (2) 地域情報を可視化する
 - ・例：バス運行頻度マップ
- (3) 地理的・地域的観点からの分析
 - ・例：スタバインデックス
- (4) 地域の評価
 - ・例：土地適性評価

4. 地理空間情報を公共政策で活用する際の課題

- (1) データの種類が多い
 - ・活用方法、スキルが多様で習得しづらい
- (2) 行政の現場にツールが普及していない、PCの環境が貧弱
 - ・エクセルは標準装備だがGISは特別な装備
 - ・GISを使えるスペックのPCがない、自治体等のネット環境
- (3) データが入手しづらいことがある
 - ・自治体のオープンデータが十分でない
 - ・重要なデータが高額（住宅地図、DRM・・・）
 - ・個人情報の壁（都市計画基礎調査）
- (4) データの認知度が低い
 - ・国土地理院地図情報、国土数値情報、G空間情報センター

¹ E-mail: nishizawa@csis.u-tokyo.ac.jp

医療ビッグデータを医療政策に活かすには ～新型コロナウイルスが病院経営に与えた影響から～

渡辺 幸子¹

(株) グローバルヘルスコンサルティング・ジャパン 代表取締役社長

<キーワード> 新型コロナウイルス、医療ビッグデータ、医療政策、医療提供体制

人口当たり新型コロナウイルス感染者数が欧米に比べて圧倒的に少なく、世界一潤沢な病床数を誇る日本において、なぜコロナで病床がひっ迫するのか――。

コロナは、日本の医療提供体制の最も脆弱な部分を襲ったのである。それは、病院・病床数が多すぎることに起因する「病院当たりの医療提供者の薄さ」だ。ひっ迫するのは病床ではなく、医療提供者なのである。

コロナが日本の医療提供体制のあり方を改めて顕在化させたことをデータから検証する。また、コロナが医療需要に与えた影響を供給側（医療機関）と需要側（患者）から分析し、after コロナの「実需」を予測する。

日本の将来の人口減とコロナによる医療実需をあわせ、適正な医療提供体制と診療報酬のあり方を考える。

■供給側（医療機関）

1. 通常患者の受入れ抑制

*コロナ患者の治療に医療資源（医師・看護師）を集中

*病床をゾーニングできない場合、院内感染対策として一般患者を受入れ抑制

2. 待てる予定手術・検査の延期（白内障手術、ポリペク、心カテなど）

3. 投薬処方期間の拡大（e.g.2週間毎 → 1ヵ月おき）

■需要側（患者）

1. 衛生要因：手洗い・うがい・マスク着用など衛生面向上による他の感染症疾患減

2. 環境要因：休校による子供同士の感染症減（急性気管支炎、ウイルス性腸炎など）

外出頻度低下による高齢者の骨折減

3. 受療行動の変化：感染の恐怖による受診控え

*外来受診回数減（高血圧、糖尿病などの慢性疾患）、オンライン診療

*健診控え

*がんなど必要な医療の受診控え

*不要不急の医療ニーズ適正化：コンビニ受診減、タクシー代わりの救急要請減

軽症はセルフメディケーション

¹ E-mail: swatanabe@ghc-j.com

企画委員会セッション 1-3

6月5日(土) 企画委員会セッション 1-3 選挙民主主義の下での復旧・復興を考える
12:45-14:45

報告 1 岡田陽介 (拓殖大学)

大規模災害における主観的被災者意識と投票参加
—「福島県民に対する政治意識調査」による分析—

報告 2 茨木瞬 (横浜市立大学)

被災地における「被災者」の経済状況と政策評価
—「福島県民に対する政治意識調査」より—

報告 3 吐合大祐 ((公財) ひょうご震災記念 21世紀研究機構)
震災復興と自治体選挙

司会 河村和徳 (東北大学)

討論 河村和徳 (東北大学)
福井英次郎 (明海大学)

選挙民主主義の下での復旧・復興を考える

司会者： 河村 和徳¹

東北大学

登壇者： 岡田 陽介² 茨木 瞬³ 吐合 大祐⁴

討論者： 河村 和徳 福井 英次郎

<キーワード> 選挙民主主義、多数決ルール、創造的復興、主観的被災者

企画趣旨

東日本大震災の復興期間が 2021 年 3 月で終了した。東日本大震災の発災以降、熊本や北海道で地震災害が発生し、また毎年のように豪雨災害が発生するようになった。東日本大震災の発災以降の 10 年間は、「災害対応と政治」「復興と政治」が問われた 10 年だったように思う。

本セッションの目的は、選挙民主主義の視点から災害からの復旧・復興を議論することである。選挙民主主義は多数決ルールを基本とするため、少数意見に配慮する環境が失われれば失われるほど、またそれらの意見に不寛容な環境が作り上げられてしまうと、それらの意見は政治に反映されにくくなるという課題がある。

東日本大震災の津波被災地では、生活再建を果たす者が時間の経過とともに増えることによって、再建を果たせない主観的被災者は少数となりつつある。また、彼らの政治的資源が相対的に乏しいことに加え、復興期間が終了することにより、彼らの声は急激に政治に届きにくくなっている。

主観的被災者が減少し、多数の住民が平時に戻った被災自治体において、被災者に対して自治体はどう向き合うべきなのか、また国はどのような対応をとるべきなのか、我々は考える必要があるのではないだろうか。また復興期間の終了は、被災自治体が復興政策を終える 1 つの契機ではあるが、どのように復興をたたむべきなのか、これも議論すべきであろう。

本セッションでは、被災自治体での調査を経験した報告者を交え、これらについて考えるヒントを提示したい。

¹ E-mail: kwmr3@sp.is.tohoku.ac.jp

² E-mail: oyohsuke@ner.takushoku-u.ac.jp

³ E-mail: g9501158@yokohama-cu.ac.jp

⁴ E-mail: hakiaid@dri.ne.jp

大規模災害における主観的被災者意識と投票参加 —「福島県民に対する政治意識調査」による分析—

岡田 陽介¹

拓殖大学

<キーワード> 東日本大震災、令和元年東日本台風、主観的被災者意識、投票参加

1. 目的

本報告の目的は、2011年の東日本大震災および2019年の令和元年東日本台風による豪雨災害での、自身を被災者と感じる「主観的被災者意識」の規定要因や主観的被災者意識が政治意識・投票参加に与える効果の分析を通して、大規模災害時の復旧・復興における政治的入力を検討することである。

2. データ

2020年2月から3月かけて実施した「福島県民に対する政治意識調査」の分析をもとに検討を行った。本調査は、福島県民から層化抽出法によって抽出された1000人を対象とした郵送調査で、回収率は44.0%であった。

3. 結果

分析の結果明らかになったことは次の通りである。第1に、主観的被災者意識は時間とともに減少するが、東日本大震災の主観的被災者意識は福島県では他県に比べ高い水準のままである。また、主観的被災者意識は県内でも地域差が存在し、被害や復興・復旧の程度によっては、時間だけでは回復されない。さらに、新たな被災に伴い主観的被災者意識は加算される。特に、浜通りや中通りでは、豪雨被害による新たな被害に基づく主観的被災者意識が加わっている。

第2に主観的被災者意識は、東日本大震災・豪雨災害とともに様々な被害の大きさによって規定される。なお、東日本大震災の主観的被災者意識の規定要因には、原子力発電所事故による風評被害も含まれていた。風評被害は発災から時間を経て生じるものであり、復興・復旧の政策決定によって必ずしも払拭されるものでもない。

第3に、主観的被災者意識と政治意識・投票参加との関連では、主として政治関心を促進するものの投票参加を直接促進しない。

4. 結論と含意

主観的被災者意識を起点として政治関心は形成されるが、投票参加は直接もたらされず、被災者と感じることやそれによって生じるニーズが政治には反映されていない。もちろん、時間経過により客観的・主観的被害が回復され、政治的要求が減少するとも考えられる。しかし、東日本大震災から10年経過した中でも主観的被災者は存在し続け、さらに、風評被害や豪雨被害のように、主観的被災者意識が加算され続ける状況において、主観的被災者意識が残されたまま政治的入力もなされなければ、被災者のニーズに応じた復旧・復興は困難であり、「被災者」を置き去りにしたものとなるだろう。

¹ E-mail: oyohsuke@ner.takushoku-u.ac.jp

被災地における「被災者」の経済状況と政策評価 —「福島県民に対する政治意識調査」より—

茨木 瞬¹
横浜市立大学

<キーワード> 東日本大震災、経済政策、主観的被災者意識、政策評価

報告概要：

2011年に発生した東日本大震災からの復興として、政府は復興期間を2020年までの10年間と定め、およそ31兆3000億円の予算を投入した。「復興・創生期間」と称した2016年度以降は、復興に資する事業の一部が自治体負担になるなど、被災地の「自立」を志向した復興支援策に舵を切ることとなったが、復興が進み、被災前と同じ水準の生活を送ることができている被災者は、「もはや自分は被災者ではない」と感じることもあるだろう。

茨木（2017）では、被災地における「被災者」に着目し、主観的被災者意識による政策（被災者支援）に対する評価に差があることが示されたが、現在の自身の生活水準が良ければ自身を「被災者ではない」と感じ、被災者支援政策に対し「もう十分」と回答するかもしれない。一方で生活水準が良くなければ被災者支援政策に対し「もう十分」とは回答しないだろう。つまり、現在の自身の経済状況によって「被災者」という意識に違いが生じるとともに、政府や自治体が進める政策、特に経済政策への賛否や評価に影響を与えるのではないだろうか。

そこで本報告では、被災者住民の経済面に着目し、2020年に実施した「福島県民に対する政治意識調査」のデータを用いて被災地住民の経済状況を示した後、経済状況の違いによる主観的被災者意識の差や被災者・原発避難者支援など経済政策に対する評価への影響について明らかにする。

参考文献：

茨木瞬（2017）「被災地における「被災者」と政策評価—福島市民意識調査より—」立教大学社会学部社会調査グループ編『2014～2016年度立教大学学術推進特別重点資金（立教SFR）東日本大震災・復興支援関連研究成果報告 生活と防災についての社会意識調査報告書—仙台市、福島市、東京都における震災被害と社会階層の関連—』第6章、93-108.

¹ E-mail: g9501158@yokohama-cu.ac.jp

震災復興と自治体選挙

吐合大祐¹

(公財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

<キーワード> 東日本大震災、自治体選挙、地方議員、選挙公報、創造的復興

報告概要

2011 年 3 月の東日本大震災から現在に至るまで、政治家は震災復興にどう携わってきたのだろうか。震災が発生してから現在に至るまでの約 10 年間、政治家は数ある政策のうち、特にどの分野に焦点を当て、重要視してきたのだろうか。本報告の目的は、東日本大震災で被災した東北 3 県（岩手・宮城・福島）での選挙プロセスに焦点を当て、政治家が震災復興にどう関わろうとしてきたのかを、選挙公報の分析を通じて明らかにすることである。具体的には、被災直後の 2011 年から令和元年までの過去 3 回分の選挙公報を分析し、政治家はどのような政策に焦点が当ててきたのか、また震災から時間を重ねていく中で政治家の政策関心はどう変化したのかについて、実証的な観点から検討を行う。

2011 年 3 月に発生した東日本大震災は、日本での地震観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録し、それに伴う津波や原発事故など様々な災害により、東北地方を中心とする東日本地域に甚大な被害を生み出した。そして被災地に住む人々の生活や生業を一変させただけでなく、その後の日本社会のあり方や人々・企業の行動様式に大きな変化をもたらした。政府や被災自治体も、発災直後から被災者支援を進めつつ、被災した地域を単なる被災前へ復旧させるのではなく、その後の社会のあり方を含めて被災地の復興を進める「創造的復興」の観点のもと、被災地の課題を克服するために様々な施策を進めてきた。

東日本大震災後の地方政治に関する先行研究は、そのほとんどが首長の動向に焦点を当てている。被災者の民意を汲み取る存在である自治体首長の選挙動向を通じて、有権者が現職政治家のもとでの復興をどう評価しているのかを分析することが可能だからである。その観点から、多くの先行研究が被災地の選挙プロセスに注目し、選挙結果や選挙動向の分析を通じて、政治と復興の向き合い方について論じてきた。

しかし、ほとんどの研究は、政治家の訴える「政策」については関心を払ってこなかった。そのため先行研究は、政治家がどのような政策を被災地に訴え、その実現を目指してきたのかについては検討できていない。政治家がどのような政策の展開を目指してきたのかを理解することは、「多数決ルールの下で復興政策はどのように進められてきたのか」「いかに東日本大震災の復興政策をたたむべきなのか」だけではなく、災害からの復旧・復興と政治のあり方を論じるうえで欠かせないはずである。したがって、被災地復興の今後のあり方を検討するためには、政治家がどのような政策関心を有し、実現を目指してきたのかを明らかにする必要がある。

そこで本研究では、被災地選出の議員・候補者に焦点を当て、選挙において彼らがどのような政策を訴えてきたのかを、選挙公報の分析を通じて検討する。ここでは、選挙公報に含まれるテキストから被災地で訴えられてきた政策の特徴を析出し、どのような政策分野が論

¹ E-mail : hakiaid@dri.ne.jp

じられてきたのかを明らかにする。この分析を通じて、本企画が取り上げる「主観的被災者の減少」や「復興政策の終え方」についても議論し、多数決ルールの下を踏まえた被災地での政策過程のあり方についても考えていく。

自由公募セッション 1-1

6月5日(土) 自由公募セッション 1-1 EBPMの観点から見たIR(統合型リゾート)推進
12:45-14:45

報告1 佐々木一彰(東洋大学)

EBPMの観点から見たIR(統合型リゾート)推進

報告2 鳥畑与一(静岡大学)

IR(統合型リゾート)の経済効果の検証

—都市成長戦略としての横浜IRを事例として—

報告3 大川千寿(神奈川大学)

政策形成における「エビデンス」をめぐる一考察

—横浜IR(統合型リゾート)に係る政策形成を事例として—

報告4 松澤余帆子(独立行政法人 国際協力機構)

横浜IR(統合型リゾート)の方向性(素案)に係るパブリック・コメントとEBPMの考察について

司会 幸田雅治(神奈川大学)

討論 金井利之(東京大学)

EBPM の観点から見た IR（統合型リゾート）推進

佐々木 一彰¹

東洋大学

<キーワード> 統合型リゾート (IR: Integrated Resort)、カジノ、観光振興、ギャンブル、ゲーミング

日本においては偶然の事象に金品を賭けることは原則、刑法で禁止されている。しかしながら、様々な特別法の存在がその「違法性」を阻却し合法的に偶然の事象に金品を賭けることが合法化されておりその結果、合法的なギャンブル、ゲーミング産業が日本において存在している。その違法性を阻却するためには原則、社会的に意義があることが求められている。

カジノを収益の駆動部分とする IR(統合型リゾート)は減少しつつある日本の人口（これは都市部及びそうでない地域との偏在の問題も含む）を鑑み交流人口を増やし、その交流する人々が一人当たり費消する金額を増加させるために違法性が阻却され合法化されるに至ったわけである。つまり、収益力のあるカジノに投資面から考えた場合、収益をあげづらいう他の集客施設、しかしながら、いったん投資がされた場合には集客面、収益面で統合型リゾート全体、および周辺地域への経済波及効果の増大に寄与する施設、設備への投資に責任を持たせるといふ点が社会的な意義がある点として考えられるということである。

カジノはギャンブルである。従って、一般の日本人がカジノに抱くイメージには不安が付きまとう場合も多々あるものと思われる。多くはギャンブル依存症の問題と治安の悪化に伴う懸念である。近年ではそれらに不安を払しょくする材料が揃いつつあるように思われる。それは、事前に対策をしっかりとればエビデンスベースでそれらの懸念に対する対処法に対するデータも揃いつつあり、立法面においても整えられつつあるように思われるからである。

現在、Covit-19 のため世界的に交流人口を増やすための観光産業がかなり傷んでいる。しかしながら現在の状況が続くということはワクチン等の普及を鑑みた場合、考えにくい。そのため、その傷んだ観光産業を再び復活させるための一つのツールとして 2020 年代後半に開業が予定されているカジノを駆動部分とする統合型リゾート (IR: Integrated Resort) は有効な手段として考えることができよう。

¹ E-mail: sasakikazuakinihon@yahoo.co.jp

I R（統合型リゾート）の経済効果の検証 —都市成長戦略としての横浜 I Rを事例として—

鳥畑 与一¹

静岡大学人文社会科学部

<キーワード> ギャンブルの経済効果、カニバリゼーション、ギャンブル依存症

刑法 185 条等で禁止されている賭博（ギャンブル）を営むカジノを収益エンジンとした I R が、その経済効果の大きさゆえに国際観光振興を通じた成長戦略の柱とされ、横浜市等で地域振興策の柱として「区域整備計画」の申請準備が進んでいる。

巨大な国際会議・展示施設（MICE）を含む世界最高水準の I R の制度設計の大前提はカジノが生み出す巨大利益である。香港投資銀行 C L S A は、カジノ合法化で毎年約 3 兆円のカジノ収益が日本で実現するとする。横浜市も I R によって毎年 7 千億円の消費が生まれ約 1 千億円の税収が得られるとともに横浜市の滞在型観光の魅力を大きく高めるとする。しかしその経済的効果の根拠は海外における「成功事例」のデータをそのまま当てはめたものであり、「失敗事例」の検証はもとより、日本における具体的諸条件を踏まえて算出されたものではない。産業連関表を基にした経済波及効果の推計も問題が多い。

ギャンブルは、賭けの勝ち負けを通じて金品が移動する行為であり、新たな経済的富を生み出さないゼロサムのみである。ギャンブルを商業的に行うカジノでは投資や雇用等で一定の経済効果が発生するが、それがある地域にプラスの経済効果をもたらすか否かは、①目的効果、②奪還効果、③代替効果、④漏出効果を規定する具体的諸条件に左右される。またギャンブル依存症をもたらす社会的コストを含めなければ地域社会全体にプラス効果をもたらされるかは判断できない。さらに利益とコストの負担における偏在と格差も考慮しなければ地域社会の健全な持続可能性に対する評価は出来ない。

I R 内のカジノの高収益は、①非カジノ施設でカジノ目的以外の客を誘客した上でカジノに誘導し、②カジノで最大限の支出を行わせ、③リピーター化させることで実現するが、ギャンブル収益を還元したコンプと呼ばれる価格サービスでの誘客システムが重要な役割を果たしている。このことは地域経済に対して不平等な競争を強いることになる。またカジノ側も賭けのリスクを負うカジノでは、ハウスエッジと呼ばれるカジノ側に有利な勝率が設定されており、顧客に勝ち逃げさせずに賭けを継続させることにその収益性が依存している。カジノは顧客をギャンブル依存症状態に誘導する内的誘引を有しており、ギャンブル依存症を発生させ社会的コストを生み出すメカニズムと表裏一体である。

「区域整備計画」の認定に基づくライセンス期間が 10 年に対して、35 年という長期の実施協定による自治体とカジノ事業者とのリスク分担の取決めは自治体側に大きな犠牲と負担を強いる危険性が高い。またギャンブルのオンライン化が急速に進む中で巨大なハコモノ施設で集客しカジノに誘導する I R という地上型カジノの成長性に対する検証もなされていない。しかし一定のリスクを負って利益を追求する企業と異なり、自治体は不確実性によるリスク回避のためより一層の EBPM に基づく政策形成が求められている。

¹ E-mail: torihata.yoichi@shizuoka.ac.jp

政策形成における「エビデンス」をめぐる一考察 —横浜 IR（統合型リゾート）に係る 政策形成を事例として—

大川 千寿
神奈川大学¹

<キーワード> EBPM、エビデンス、民主的正統性、政策の効果

科学的で客観的な根拠・判断材料（エビデンス）に基づく政策形成（EBPM：Evidence-Based Policy Making）の重要性や必要性については、我が国においても政策形成の当事者にもある程度認識されているように思われるが、問題は、それがどれほど実践されているか、そして実際に機能しているのかという点にある。

EBPM の実践と機能を考える際に 1 つ焦点となるのは、そもそも何を「エビデンス」とするのか。また、その「エビデンス」が EBPM を称するプロセスにおけるエビデンスとして妥当であるのかということになるだろう。これを考えるときに、エビデンスが広く、多様な形式をとり得ることに留意する必要がある。

もちろん、エビデンスの政策形成過程における収集・活用にあたっては、かかる時間や労力、種々の障壁を考慮しなければならない。そして、EBPM 自体が政治過程の一部である以上、エビデンスの収集や利用のあり方が政治的利害や有力なアクターの政治的能力・価値観・イデオロギーによって左右される可能性は否定しがたい。

また、エビデンスが科学性・客観性をもっていること、それによる効率的な政策遂行も重要であると思われる。しかし、政策形成にあたっては民主的正統性の確保も極めて重要であり、特に政策が市民に対し及ぼす効果の影響が大きいと推定され、政策に対する支持・不支持が大きく割れているような場合には、市民の意思・ニーズに十分配慮し、透明性ある形でエビデンスを見いだす必要があると思われる。

本項ではこうした観点から、現在我が国において国民的な議論を呼びながら、その政策が進められつつある IR（統合型リゾート）に関する政策過程を題材として分析する。

具体的には、日本政府や現在 IR 誘致を進めている横浜市が、政策形成にあたってどのような事項をエビデンスとして活用し、それが十分かつ妥当なものであるのか。また、政策実現の際の経済面や税収面などでの「効果」が提示されてきているが、それらが EBPM でいう「エビデンス」に基づくものといえるのかどうかについて種々の観点から検証することとしたい。

¹ E-mail: c-okawa@kanagawa-u.ac.jp

横浜 IR（統合型リゾート）の方向性（素案）に係る パブリック・コメントと EBPM の考察について

松澤 余帆子

独立行政法人 国際協力機構

<キーワード> EBPM、パブリック・コメント、シンガポールの事例、EBM

EBPM の観点では、政策形成は実証的裏付け（確実な因果関係の証明＝狭義のエビデンス）に基づき行うことが、EPPM の基本行動様式として求められる。狭義の EBPM は、「エビデンスを参照」し、「効果検証の必要性・可能性を検討」し、「効果検証」した上でのものであるが、その第 1 段階である「エビデンスを参照し、取組実施の可否を判断する」ことは、政策形成における論拠の正当性を担保するものと言える。

横浜市は令和 2 年 3 月から 4 月にかけて「横浜 IR（統合型リゾート）の方向性（素案）について」と題するパブリック・コメントを実施し、延べ 5,040 人・団体から 9,509 件の提出意見を受領した。これら意見のうち、同市は同年 6 月末の市会の常任委員会において、387 件の意見に基づき、39 か所を「方向性（案）」の修正に反映したと説明している。

パブリック・コメントは、平成 17 年の行政手続法改正により法制化され、その目的は「国の行政機関が政令や省令等を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てること」とされている。つまり、「広く国民から意見及び情報を集め、それに対する真剣な検討を行い、より良い政策の実現に資することであり、EBPM における重要な「エビデンス」と位置付けられるものであり、先述した狭義の EBPM の第 1 段階に当たるものと言える。自治体のパブリック・コメントの実施は法定事項ではなく任意となるが、本稿では、意見の反映が制度目的に照らして必要十分なものか、寄せられた市民の意見に対する横浜市側の対応結果の内容を確認し、考察を行う。

次に、政府が先行事例として良く参照するシンガポールの事例と比較して、横浜市の IR の取組みについて評価する。政府の IR 推進本部事務局では「日本型 IR」を観光施策／公共政策として位置づけ、シンガポールの IR 施策による各種観光関連事業における正のインパクトを施策の裏付けとして報告しているところであるため、シンガポールの結果を日本型 IR に適用可能とする因果関係が十分か考察する。これは、EBPM において、背景や前提条件を考慮せずに類似事例を比較することによって政策の効果を検証することに、慎重な見方があることを踏まえたものである。

また、EBPM の起源である「エビデンスに基づく医療（EBM）」の経験から、医療行為の決定過程におけるエビデンスの扱われ方を参考に、政策の受益者となる市民の意思を尊重・考慮した政策形成・決定が必要という示唆が得られる可能性について考察する。

以 上

本発表の内容は発表者個人に属し、所属する組織の公式見解を示すものではない。

第1日目 2021年6月5日(土) 15:00-17:00

共通論題1

6月5日(土) 共通論題1 新型コロナウイルス・パンデミックにおける危機管理
15:00-17:00 —危機管理における後追い行政、後追い政策は何故改まらないのか—

報告1 永田尚三(関西大学)
新型コロナウイルス・パンデミックにおける危機管理
—危機管理における後追い行政、後追い政策は何故改まらないのか—

報告2 武田康裕(元防衛大学校)
国際比較からみた日本のコロナ危機管理—平時の論理と価値の葛藤

報告3 牛山久仁彦(明治大学)
自治体の新型コロナ対策—神奈川モデルから考える—

報告4 高鳥毛敏雄(関西大学)
コロナへの公衆衛生的対応と危機管理

司会 永田尚三(関西大学)

討論 武田康裕、牛山久仁彦、高鳥毛敏雄、永田尚三

新型コロナウイルス・パンデミックにおける危機管理 —危機管理における後追い行政、後追い政策は 何故改まらないのか—

司会者： 永田 尚三¹

関西大学

登壇者： 武田 康裕 高鳥毛 敏雄 牛山 久仁彦 永田 尚三

討論者： 武田 康裕 高鳥毛 敏雄 牛山 久仁彦 永田 尚三

<キーワード> 危機管理、オールハザードアプローチ、公衆衛生、COVID-19

1. 趣旨

わが国の危機管理は自然災害偏重型で、2000年代以降世界的な潮流となってきたオールハザードアプローチ（All-hazard approach：自然災害以外のハザードにも満遍なく対応できる危機管理体制の構築を目指すべきとの考え方。感染症のパンデミックへの対応も含む。）と比較して、特殊災害対応体制は手薄であるという指摘がある。

そのような状況下で発生したのが、今回の COVID-19 によるパンデミックであった。今回の COVID-19 に対する危機管理については、行政のいくつもの対応の遅れや混乱が生じた。一方、上手く行った部分もある。その背景は何か。課題の部分は、どのように改善していけばよいのか。今後も、新たに発生するであろう様々な危機に対し、「想定外を言い訳にしない危機管理体制」の整備が正に求められている。

海外諸国で、想定外を無くす危機管理体制の整備の必要性が認識された切っ掛けは、皮肉にも 1995 年にわが国で発生した地下鉄サリン事件であった。当時、猛毒の化学物質を用いた無差別テロが公共空間で行われることを想定し、危機管理体制の整備をしていた国はなかったのである。そこから特殊災害への対応体制の整備の必要性が再認識され NBC 災害（核、生物、化学物質による特殊災害を示す用語。近年は、放射性物質、爆発物による特殊災害も加えた、CBRNE 災害という用語が使われるようになっていっている）という用語も頻繁に使われるようになった。しかしわが国では、同年発生した阪神・淡路大震災の社会的インパクトが大きすぎた結果、危機管理体制の整備は大きく自然災害対応に引っ張られ、自然災害偏重型の危機管理体制整備という独自の方向に進むこととなってしまった。

危機管理のみならず、自然災害対応を含め、わが国の危機対応の特徴は後追い行政、後追い政策で、直近で発生した災害、危機事案の対応体制の整備のみがその後重点的に行われる傾向が強い。ところがそれとは異なるハザードがその後発生した際に、「想定外」という言い訳が生じることとなる。

共通論題 1 では、危機管理、公衆衛生、地方行政の専門家に登壇いただき、国際規模で未曾有の危機となった、COVID-19 によるパンデミックに対するわが国の危機管理の現状や課題を明らかにすると共に、後追い行政、後追い政策の発生要因、その改善方策は何か等、公共政策研究にとっても興味深い課題について、登壇者間での討論やフロアとの意見交換を通じて考えていきたい。

¹ E-mail: s_nagata@kansai-u.ac.jp

新型コロナウイルス・パンデミックにおける危機管理 —危機管理における後追い行政、後追い政策は 何故改まらないのか—

永田 尚三¹

関西大学

<キーワード> 危機管理、オールハザードアプローチ、COVID-19、後追い行政・政策

1. わが国の危機管理

- ・わが国の危機管理行政の特徴→後追い行政。直近に発生した大きなハザードに、その後の対応体制整備が大きく偏る。自然災害偏重型危機管理体制。
- ・わが国の危機管理の経緯→阪神・淡路大震災→わが国の災害対応は、大規模地震災害重点政策に切り替わる。
- ・一方、海外は同年発生した地下鉄サリン事件で、特殊災害の対応整備の重要性を再認識。→想定外を無くす危機管理体制の摸索→一方、わが国は自然災害偏重型の危機管理体制整備へと邁進。
- ・9.11以降、欧米では All-hazard approach による危機管理体制整備が急速に進む。→わが国は依然ガラパゴス型危機管理体制のまま。→想定外の危機である COVID-19 パンデミックへの対応が十分に出来ていない。

2. わが国の新型コロナウイルス・パンデミックにおける危機管理の評価

- ・保健医療部局と危機管理部局の連携→デュアル・リーダーシップ (Dual Leadership) に課題。
- ・様々な資源の中央-地方間での偏在が障害に。
- ・自然災害偏重型危機管理体制で精緻化された、広域応援 (水平補完) 体制が全く機能せず。
- ・専門性を持った人的資源の確保に苦勞→特殊災害での共助体制、危機管理の教育体制が整備されていないから。
- ・総じて、場当たりの対応→行政にとって、今回の出来事の多くが想定外だから。

3. オールハザードアプローチの先進国ドイツの事例

- ・ドイツは、初動対応においては、隣国と比較し感染防止を押しやめ込めていた。
- ・ナショナルリスクアセスメントである LÜKEX2007 では、今回の事態に極めて酷似した事態を想定し大規模な訓練を実施し、課題の洗い出しをし、その教訓を体制整備に生かしている。→デュアル・リーダーシップ等。
- ・中央地方間での資源、役割分担の整理がされている。
- ・民間救急レスキュー等のオールハザードに対応した、高度な専門性を持った共助組織が多数存在する。

¹ E-mail: s_nagata@kansai-u.ac.jp

国際比較からみた日本のコロナ危機管理 — 平時の論理と価値の葛藤 —

武田 康裕¹
元防衛大学校

<キーワード> 平時と有事、安全と経済、トレードオフ、中央と地方、連携・調整

1. 問題の所在

(1) 新型コロナは危機なのか？

- ・ 発生の頻度と被害の深刻度 vs 対応能力(病床、医療従事者)
- ・ 年齢、性別、地域による認識の相違

(2) 日本の危機管理体制の何が特異なのか？

(3) 日本のコロナ危機管理をどう評価すべきか？

- ・ 評価の基準: 安全 and/or 経済？
- ・ 評価の対象: リスクマネジメント and/or クライシスマネジメント？
- ・ 国際評価と国内評価のズレ

2. 新型コロナの特性

(1) 過去のパンデミックとの相違: 感染力、致死率、拡散の速度

→ 前例のない国境閉鎖、人の移動制限、経済活動の停滞

(2) 日本の危機管理体制における感染症の位置づけ: 危害の意図 x 被害の範囲

→ 防災の論理 x 国家の対応 → 中央・地方の役割分担の曖昧性

3. 日本の危機管理体制の特徴

(1) 防災と国民保護の分離とねじれ: 平時の論理で有事に対応

(2) 価値のトレードオフを回避: 安全 vs 自由、経済

(3) 特異な危機管理体制の類型: 移行型、吸収型、統合型、分離型

4. コロナ危機管理の国際比較

(1) 新型コロナ対応の日米独比較: 政府対応の厳格性 vs 安全と経済の達成度

(2) 国際評価と国内評価の格差

(3) 政府と地方の連携・調整の成否

5. まとめ

¹ E-mail: uhg12786@nifty.com

自治体の危機管理政策

-新型コロナ禍における「神奈川モデル」の検証をふまえて-

牛山久仁彦¹
明治大学

<キーワード> 自治体経営、危機管理、政府間関係、感染症対策、神奈川モデル

【本報告の趣旨】

新型コロナ感染拡大に立ち向かう現場は地域である。そして、それに対応する政策の実施主体は自治体であり、国の政策方針と法の定めをふまえつつも、自治体が主体的に感染拡大を防止し、それにともなって生じる経済的な損失を補うための地域政策を展開せねばならない現状がある。そこで、本報告においては、そうした政策展開が国地方の間でどのように設定され、自治体がどのように主体的に政策に取り組んでいるのかを検証してみたい。具体的には、「神奈川モデル」を取り上げ、東日本大震災などの激甚災害や新型コロナ禍に対応する自治体の危機管理政策について考えてみたい。

【報告骨子】

1. 新型コロナウイルス感染症拡大と政府間関係

- (1) 新型コロナ禍の下における自治体の状況
- (2) 感染症拡大に対する国と地方の政策
- (3) 地方分権をふまえた感染症対策の現状と課題

2. 自治体はどのように感染拡大に対応したのか

- (1) 新型コロナ禍の発生と地域への拡大
- (2) 国の対応と自治体への影響
- (3) 自治体政策の展開と混乱
- (4) 自治体危機管理の新しい段階？

3. 神奈川モデルの事例検証

- (1) 自治体政策としての「神奈川モデル」
- (2) 神奈川モデルの特徴と意義
- (3) 神奈川県組織的対応と財政支援
- (4) 神奈川県と県内市町村の連携
- (5) 国の政策と神奈川モデル

4. 新型コロナ禍をふまえた自治体危機管理政策の課題

- (1) 新型コロナ禍への国地方の政策連携
- (2) 分権時代の自治体危機

¹ E-mail: ushiyama@meiji.ac.jp

コロナへの公衆衛生的対応と危機管理

高鳥毛 敏雄¹

関西大学

<キーワード> COVID-19、保健所法、地域保健法、公衆衛生、健康危機、地方自治体

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の流行に対応している日本の公衆衛生は国民の教育・文化、政治・行政、経済・事業者など、2020年時点の日本社会の実相を踏まえて歴史的に理解する必要がある。感染症の原因である微生物の生物的要因より、社会の環境や制度など人間がつくっている社会要因の影響の方が大きい。COVID-19の流行は世界共通のウイルスによるものであるが各国により、その流行の仕方や死亡者に大きな違いをもたらしている。日本のCOVID-19の流行は、国民性、政府や自治体の有り様など、日本の対策のやり方は、日本の歴史的な流れの中でつくられてきた体制に規定され、生じているものである。国と地方の行政の関係、医療体制や医療政策の状況、国民の特性、そして経済活動に関わる企業や事業所の有り様は、実は各国の歴史の中でつくられてきたものである。それが、COVID-19に対して、各国で状況が異なる結果が生じることにつながっている。COVID-19の繰り返す流行の波は、日本社会における危機とは何か、危機管理の政治行政制度や体制のあり方を考えるととても貴重な機会を提供してくれている。

2. 日本の医療保障と医療体制は発展段階にある

COVID-19に対する報道において日本社会の医療制度や公衆衛生制度は出来上がっているのになぜ対応できていないのかという疑問が寄せられている。これだけ軽視され、削減されてきた組織と人材でよく踏みとどまることができていると評価すべきである。地方の医科大学は、地域医療を担う医師不足を、地域枠を設けて地域医療の崩壊をくい止めている。結核罹患率の全国一高い大阪府では結核患者の診療体制を維持するために自治医科大学卒業医師を動員して、何とか対処している。日本が西洋医学を正式に採用（1874年8月18日に文部省が東京府、京都府、大阪府の三府に医制発布）してまだ150年に過ぎない。この間に医学教育、医療機関の整備、医療行政、医療保険制度が整備され、長い歴史のある欧米に短期間に追いつきこれからその成熟化を図る過程に入ったばかりにある。1985年の医療法改正が起点となり医療計画に基づき、医療の質重視と病院機能の分化が図られはじめている。医療に対する公共政策がとられはじめた時期（1973年老人医療無料化制度など）に入った直後に高度経済成長が終焉している（1973年第1次オイルショック）。その後は、むしろ医療費適正化（医療費亡国論、医師過剰論）政策がとられ、そこに超高齢社会が加わっている。難しい時代に突入している。そのため、感染症などの診療科は不採算部門とされ放置されてきた。また行財政改革の一環として、国立病院・国立療養所、公立・公的病院の民営化、病床や病棟が大幅削減されただけでなく常に満床にしないと病院経営が成り立たない構造がつくられてきた。危機にはとても対応できない構造とされてきた。感染症の患者に対する病院、病床は、感染症の患者の訴訟により司法判断により、1999年に成立した「感染症の予防及び感染

¹ E-mail: t_toshio@kansai-u.ac.jp

症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づき、最低限のものが整備されたに過ぎず、感染症を診療する医師も不足している。

3. 感染症に対する公衆衛生体制の再構築

COVID-19に対する公衆衛生体制は、明治後期から約40年もの間に毎年死亡者が10万人以上発生し続けた結核問題に対処するには内務省(都道府県と警察)の体制で対処できなくなり保健所と厚生省という特殊な地方と中央にまたがる組織体制がつけられた。戦後、GHQが公衆衛生体制の強化を求めたため、厚生省と保健所の体制は維持する努力が図られ残されてきたと言える。しかし、基礎的自治体として市町村機能を強化し、母子保健、精神保健や障害者政策、生活習慣病対策、プライマリケアや救急医療の対応、介護保険制度を担う主体とする方向性が示され、他方で保健所は都道府県などの自治体内の組織として組み込むことが進められ、専門機関、行政機関なのか、不鮮明とされている。1978年にはじまった公衆衛生制度改革は1994年に保健所法が改正されて地域保健法が成立したことにより一段落している。全国の保健所と厚生省が一体となって国民の健康問題に対処する体制が、現在は国と地方自治体が一体となって担うものとされている。自治体の首長・行政職員に極めて強く規定され、政治行政担当者の能力に依拠した体制に変貌している。

4. 想定されていなかった健康危機に対する公衆衛生体制

地域保健法案制定過程において、自然災害発生時の公衆衛生活動、感染症の集団発生やパンデミックへの対応は全く想定されていなかった。1994年の法制定から1997年の法施行までの間に、阪神淡路大震災、オウム真理教による化学・生物テロ事件、堺市学童集団下痢症が発生した。法施行後の1999年に結核緊急事態宣言が発出、東海村JCO臨界事故が発生している。健康危機事例に対処する公衆衛生体制が想定され、準備されてきていなかったことが問題とされた。2000年に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を厚生省が改正し、地域住民の生命、健康の安全に影響を及ぼす事態が頻発していることを踏まえ、健康危機管理体制を確立するために、保健所の位置づけと役割を再評価、強化する方向がしめされた。保健所が再興された時期にコロナが来襲したから対応できている。

5. 地方自治法改正と公衆衛生体制の関係

国民の健康課題が生活習慣病となり、また医療保障制度が拡充され、医療提供体制が整ってきたことにより、保健所を基本とした公衆衛生体制は、1978年より基礎的自治体である市町村を基盤としたものに体制の転換が図られてきている。また、戦後の大きな地方自治法の改正が1991年に始められている。堺市で、世界的に最も大規模な腸管出血性大腸菌O157の集団発生があつた1996年は中核市制度の発足元年であった。堺市は中核市となった直後にこの事件に遭遇したことが混乱に拍車をかけている。また、人口10~30万人に1か所、全国均等に配置されていた保健所の設置要件が保健所の運営を保健所設置市に任せることになり事実上人口要件がない状態に陥っている。指定都市である広島市が1か所にしたことにはじまり、大阪市をはじめ指定都市や特別区は人口規模に関わりなく1か所に統合する事態が進行している。日本では公衆衛生体制を独自に論議することは不可能な事態となっている。また保健所が自治体に組み込まれたことにより、公衆衛生の専門性や体制の構築や健康危機時のリーダーシップにおいて行政の長(知事、市町村長)の影響力がとても大きくなっている。このような状況下でCOVID-19の流行に対処することが求められた。感染者が急増した折に和歌山県、北海道、東京都、大阪府、沖縄県などで知事が全面に出て、対策の陣頭指揮をとっているのはこのような体制になっているからである。

6. 総括：コロナへの公衆衛生的対応と危機管理

明治期に内務省を中心として国家体制がつくられた。この体制は、国民病となった結核問題に対しては全く対応できなかった。そのために、保健所、厚生省、国立療養所、結核予防会という特殊な危機管理体制が臨時的につくられたと言える。結核問題が落ち着いたことから戦前の内務省（現総務省）の体制に近いものに戻されてきている。この体制が地域保健法に基づく体制である。地域保健法は健康危機事態に対処することを想定することなく草案されている。健康危機に対して災害対策基本法、医療法、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の個別法制定・改正で対処されている。国民の健康危機にどのような体制で対処すべきか。保健所法時代の長所、欠点を踏まえた議論が必要である。

第 2 日目 2021 年 6 月 6 日 (日) 10:00-12:00

企画委員会セッション 2-1

6 月 6 日 (日) 企画委員会セッション 2-1 実験エビデンスの政策への応用と課題
10:00-12:00

報告 1 大久保将貴 (東京大学)
データ分析と政策提言：RCT をすれば問題解決か？

報告 2 黒川博文 (兵庫県立大学)
ナッジを EBPM に活かすには？

報告 3 河合晃一 (金沢大学)
行政学における実験研究の動向

司会 秦正樹 (京都府立大学)

討論 筒井淳也 (立命館大学)

実験エビデンスの政策への応用と課題

司会者： 秦 正樹

京都府立大学

登壇者： 大久保 将貴 黒川 博文 河合 晃一

討論者： 筒井 淳也

2010年代以降、日本の政策形成過程においても、証拠に基づく政策形成（いわゆる EBPM）の重要性がとくに指摘されている。さらに近年では、活用されるエビデンスの質の向上も求められている。たとえば、GoTo キャンペーンと新型コロナウイルス感染者の増加の間には因果関係があるのかわからないのかといった話題が大きく取り沙汰された。このような課題からもわかるように、適切な政策立案ないし評価を行うためには因果関係の同定が重要となるが、その際に最も堅い方法とされるのが RCTs を理論的基盤とする実験的方法である。デュフロらによるノーベル経済学賞受賞など、近年、実験的手法を用いた、より精度の高いエビデンス形成が可能となっている一方で、日本の政策形成においては、未だに質の低い「データ・エビデンス」が用いられることも少なくない。そこで本セッションでは、実験的手法が「強い証拠」である理論的根拠およびその実践例について、実験的手法を用いて先端的な研究を行っている行動経済学・計量社会学・行動行政学の研究者に報告してもらう。またこのセッションでは、RCTs という方法論的な基盤を共有しつつも、ディシプリンごとの「実験観」の背景の違いについても確認・検討したい。RCTs はしばしば、内的妥当性（Internal Validity）の高さと同時に、外的妥当性（External Validity）について疑義が呈される。この点も鑑みて、アウトカムや目的に応じた適切な実験手法の選択（Laboratory Experiment/Natural Experiment/Field Experiment/Survey Experiment など）、そして、観察研究と介入研究の違いが政策立案においてどの程度の意味を持つのかについても考える機会としたい。

✓ コーディネーター

秦 正樹（京都府立大学公共政策学部 准教授）

✓ 登壇者

大久保 将貴（東京大学 社会科学研究所・助教）

タイトル：「データ分析と政策提言：RCT をすれば問題解決か？」

黒川 博文（兵庫県立大学 国際商経学部 講師）

タイトル：「ナッジを EBPM に活かすには？」

河合 晃一（金沢大学 人間社会研究域法学系 准教授）

タイトル：「行政学における実験研究の動向」

✓ 討論者

筒井 淳也（立命館大学 産業社会学部 教授）

データ分析と政策提言：RCT をすれば問題解決か？

大久保 将貴

東京大学

政策提言において EBM (Evidence Based Medicine) の流れを汲む EBPM (Evidence Based Policy Making) が注目を集めている。昨今の EBPM では、正確に原因と結果の関係を推論する方法に代表されるように、データ分析の質が重視されている。その一方で、データ分析の結果を適切に政策提言に活用するはどのようなことなのか、という点は相対的に重視されていない印象がある。例えば、ターゲット母集団は異なるがランダム化比較実験を用いたデータ分析の結果と、ランダム化比較実験は採用されていないがターゲット母集団を対象とした大規模調査観察データ分析の結果のいずれを重視すべきなのだろうか。本報告では、政策提言におけるデータ分析の質と活用について、考慮すべき点を整理したい。

ナッジを EBPM に活かすには？

黒川 博文
兵庫県立大学

行動経済学の知見を活用して人々を社会的に望ましい行動へそっと後押しする「ナッジ」は、近年、政策現場において注目が集まっている。また、ナッジは EBPM と親和性が高いとも言われる。本報告では、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防行動を促進するナッジを検証したオンライン実験を紹介し、ナッジが EBPM にどのように活用できるか、また、活用する際の注意点を議論する。ナッジを例に EBPM における RCT の役割を整理し、留意点と共に効果的に活用できる方法を考える。

1. ナッジとは何か

1. 1. 新型コロナウイルス感染症対策を例に代表的なナッジを紹介

2. 新型コロナウイルス感染症に対する予防行動促進ナッジ研究

2. 1. Sasaki, Kurokawa, and Ohtake (2020) : 感染予防行動を促進に効果的なナッジメッセージの検証

2. 2. Moriwaki, Fujita, Yasui, and Hoshino (2020) : 位置情報データを組み合わせたナッジメッセージのオンライン広告介入実験

3. ナッジと EBPM

3. 1. EBPM の入り口としてのナッジ

3. 2. ナッジを過大視しない（効果量・異質性）

3. 4. 小規模 RCT の大規模化：一般均衡効果と介入設計

3. 5. 構造推定の活用も視野に

行政学における実験研究の動向

河合 晃一

金沢大学

本報告の目的は、行政学、その中でも特に行政管理(administration)や公共経営(management)の分野における実験研究の動向をレビューすることで、当該分野の実験の特徴や、行政学が有する実験観について整理することである。

本来、実験アプローチは行政管理において馴染みのある分析手法だった。しかし、行政学の学問的トレンドの移り変わりにより、1990年代に入るまで、実験アプローチを用いた行政研究は衰退する。ところが1990年代以降から、心理学や行動科学等の分野の知見を用いて、行政職員や行政サービスの受け手となる市民の行動に関するミクロレベルの理論的予測を打ち立てる研究が、行政学の中で再び勢いを取り戻しつつある。このような研究潮流は、行動行政学(behavioral public administration)と呼ばれており、行動行政学として実験アプローチを用いた研究論文が2010年以降急増している。

そこで、本報告では、主要海外ジャーナルに近年掲載された実験論文数の推移の記述や実験手法等の分類を通じ、行動行政学の特徴を析出する。また、行政学の中でも行政管理分野における組織論研究に焦点を当てることで、個人の行動や態度等といったミクロレベルの対象だけでなく、集団としての組織の意思決定といったメゾレベルの対象を、行政学が実験アプローチによりどのように分析しようとしているのかを検討する。そして最後に、行政学における実験研究の方法論的課題や展望についてまとめ、本報告を締め括ることにしたい。

自由公募セッション 2-1

6月6日(日) 使用言語：英語

10:00-12:00 自由公募セッション 2-1 Understanding Policy Response to COVID-19 Pandemic from a Comparative Perspective

報告 1 Mingil Kim and Rosa Minhyo Cho (Graduate School of Governance, Sungkyunkwan University, Seoul, Korea)
Examining the Effects of the Korean Government's Policy Response to COVID-19 Pandemic

報告 2 Jeng-Tzu Chiu and Chun-yuan Wang (Central Police University, Taiwan)
The Policy Response to Covid-19 of Taiwan's Law Enforcement Agencies: The Perspectives of Technology and Collaboration

報告 3 Paul Burnes (University of New South Wales, Sydney, Australia)
Selected Crisis Policy Responses in Australia: post COVID-19

報告 4 Mia K. Gandenberger¹, Carlo M. Knotz², Flavia Fossati¹, and Giuliano Bonoli¹ (¹ Swiss Graduate School of Public Administration (IDHEAP), University of Lausanne; ² University of Stavanger)
Conditional Solidarity - Attitudes towards support for others during the 2020 COVID-19 pandemic

司会 菊地端夫 (明治大学)

討論 中村絢子 (武蔵野大学)

佐々木一如 (常磐大学)

Examining the Effects of the Korean Government's Policy Response to COVID-19 Pandemic

Mingil Kim

○Rosa Minhyo Cho¹

Graduate School of Governance, Sungkyunkwan University (SKKU)
Korea Association for Policy Studies

<Key Words> COVID-19, Seoul Big Data Campus, Disaster Support Fund, Policy Response

The Korean government is currently in talks of distributing the fourth Disaster Support Fund to its citizens by the first quarter of 2021. An issue that is receiving much attention in this debate is whether we should provide such benefits universally to everyone or make it selective based on need. The first Disaster Support Fund was universal regardless of household income and provided households up to 1 million Korean won in May, 2020. In contrast, the second and third Disaster Support Fund was selective targeting funds to small and medium sized enterprises who suffered most from the quarantine measures issued by the Korea Disease Control and Prevention Agency (KCDC).

In this study, we aim to study the effects of the first Disaster Support Fund and examine how COVID-19 affected the economy by analyzing heterogeneity in its impacts. Using data from the Seoul Big Data Campus during periods between February, 2020 and June, 2020, we analyze credit card usage patterns to investigate change in sales by district and business type. The biggest advantage of using data from the Seoul Big Data Campus is that it provides us with the universe of all commercial sales records made in stores located within the city of Seoul preventing any possibility of sample selection bias.

Results from the analyses indicated that stores located in major retail districts suffered more in sales decline as compared to those located in small neighborhood corner districts or traditional markets. Specifically, drop in sales during the same month from 2019 to 2020 was larger for major retail districts than small neighborhood corner districts or traditional markets, and the speed of recovery following the distribution of the first Disaster Support Fund was found to be slower. When examining differences in effect by type of business, we found that decline in sales was almost non-existent for those in the retail industry which has less in-person contact and often sell necessities. On the other hand, those in the catering industry including restaurants and cafes were found to experience large drops in sales due to the COVID-19 pandemic.

Such findings suggest that the effects of the pandemic are not uniform across commercial districts or business type. This implies that the need for financial assistance varies widely across small and medium sized enterprises. Future policy efforts should take this into consideration in planning for the next phase of the Disaster Support Fund.

¹ E-mail: rosaminhyocho@gmail.com

The Policy Response to Covid-19 of Taiwan's Law Enforcement Agencies: The Perspectives of Technology and Collaboration

Jeng-Tzu Chiu

○Chun-yuan Wang¹

Central Police University, Taiwan

Taiwan Association for Schools of Public Administration and Affair

<Key Words> COVID-19, Taiwan, law enforcement agency, technology, collaboration

When a systemic crisis occurs, because the characteristic of interlocking various subsystems, it is more difficult to know when the end of the crisis event will be and thus involves a higher degree of uncertainty. At the end of 2019, the global pandemic of COVID-19 broke out. As one of the subsystems of the public sector, law enforcement agencies need to undertake critical roles and tasks in epidemic control and prevention. Since public administration literature has rarely touched law enforcement agencies in the past, this article would like to share Taiwan's important experience to complement the discussion in this area. Technology and collaboration will be the main perspectives and analytical frameworks for this study. The former, for example, will be focused on the implementation of home quarantine through smart technology, and the latter will analyze how law enforcement agencies collaborate with civil affairs and health agencies. This study will adopt in-depth interviews to collect qualitative data, and the results of the analysis will also clarify the role and positioning of law enforcement agencies in the era of post COVID-19.

¹ E-mail: g885422@seed.net.tw

Selected Crisis Policy Responses in Australia: post COVID-19

Paul Barnes¹

University of New South Wales, Sydney, Australia

<Key Words> cross-portfolio and multi-jurisdictional planning, all hazards

Australia began its response to the pandemic as the 2019-2020 bushfire season ended. It was estimated that over 17 million hectares of land had been burned across six separate states. The insurance Council of Australia has reported that the total cost of claims for hailstorm, flooding and bushfire damage for the 2019-20 period exceeded AUD\$5.19 billion. Crises do not wait in line and as affected communities and regions began bushfire recovery cases of COVID-19 grew with the subsequent escalation of global infections to pandemic scale.

While Australia enacted the same public health measures of testing, city and urban-based distancing and restriction of movement declarations common to international practice, a number of emergent governance arrangements were enacted that are somewhat unique in Australian public sector and political history - other than during times when declarations of war have been in place.

A key emergent policy and governance arrangement was the formation of a joint 'National Cabinet' in which State Premiers (Governors in the US sense) and the Prime Minister (Federal) met weekly in a virtual context through the early and middle phases of the pandemic to collaborate and coordinate national resources and effort.

Another factor is that in the aftermath of the bushfire emergency, and in the middle of Australia's pandemic response, the Federal Government established a Royal Commission of Inquiry into the efficacy National Natural Disaster Arrangements.

This presentation will provide detail on changing governance arrangements in Australia that may provide sustained benefit by enabling a wider application of recommendations from the Royal Commission of inquiry into last year's bushfire readiness in support of the national response to the pandemic.

One key aspect of this new thinking is the effectiveness and efficiency provided by cross-portfolio and jurisdictional planning and operational coordination enabling a more coordinated approach to crisis management within the federated Australian system of government.

¹ E-mail: paul.barnes@unsw.edu.au

Conditional Solidarity - Attitudes towards support for others during the 2020 COVID-19 pandemic

○ Mia K. Gandenberger¹, Carlo M. Knotz², Flavia Fossati¹, Giuliano Bonoli¹

¹ Swiss Graduate School of Public Administration (IDHEAP), University of Lausanne

² University of Stavanger

<Key Words> COVID 19, deservingness perceptions, solidarity, conjoint experiment

The COVID-19 pandemic presents a unique opportunity to study how humans allocate scarce resources in times of hardship. We investigate whether people display selfish or altruistic behaviour and whether their decision making follows the same logic of reciprocal solidarity during this pandemic as deservingness perception research in non-crisis times would suggest. We test these hypotheses for the three central types of policies governments have adopted in response to the COVID-19 crisis: the (potential) rationing of ICU care, the provision of government aid to the self-employed and small businesses, and restrictions on cross-border movements. Three original conjoint survey experiments administered to an incentivised online panel in Switzerland in April/May and again in November/December 2020 show that people indeed base their judgement of who deserves to be included in solidaristic arrangements on an underlying logic of reciprocity and identity, as hypothesised by the literature on deservingness perceptions. In all experiments, contributing to the community, be it through past actions and contributions or current efforts, plays a crucial role in determining an individual's deservingness as does their nationality (and legal status) with nationals being perceived as more deserving than non-nationals.

¹ E-mail: miakatharina.gandenberger@unil.ch

自由公募セッション 2-2

6月6日(日) 自由公募セッション 2-2 制度改革
10:00-12:00

報告 1 佐脇紀代志 (個人情報保護委員会事務局)
制度改革の手法に見られる規定力ーどんな手法がどんな改革をもたらすか

報告 2 宮崎一徳 (参議院事務局)
「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案 (第 204 回国会閣法第 6 号)」審査における「変換型議会」の表出

報告 3 田口一博 (新潟県立大学)
地方議会研修と公共政策研究

司会 小西敦 (静岡県立大学)

討論 報告 1: 三田妃路佳 (宇都宮大学)
報告 2: 高野恵亮 (大阪市立大学)
報告 3: 窪田好男 (京都府立大学)

制度改革の手法に見られる規定力 — どんな手法がどんな改革をもたらすか

佐脇 紀代志

個人情報保護委員会事務局

<キーワード> 比較制度、制度改革、政策形成過程、運輸政策、農業政策

問題意識

政権の肝煎りとして総理直轄の制度改革が推進されることは広く見られるが、同じ総理直轄であっても、設けられた改革の仕組み、手法は大きく異なり、その相違は、それぞれの下で実現された制度改革に色濃く投影されていた。本報告では、複数の仕組みとその下で実現された制度改革の実例を比較することで、制度改革の手法の特徴が、それにより実現される制度改革の有り様を特徴づけることを示し、制度改革のメカニズムに関する知見の充実に貢献する。併せて、そのような手法の相違が、仕組み相互の連携を困難にし、場合によっては、片方が他方の改革の可能性を減じ得ることを指摘する。

検討対象

制度改革を推進する仕組みとして、国家戦略特区制度（以下「特区」という。）と規制改革推進会議（以下「会議」という。）を取り上げ比較する。比較にあたっては、①制度改革の担い手、②あるべき制度改革像に係る認識、③ステークホルダーとの調整プロセスの3つの視点に着目する。比較するケースの選択においては、できるだけ等しい政策分野を採用することで、分野特有の変数（利害関係者の構造等）をコントロールすることに留意し、農業経営者の多様化（企業参入等）に関する特区と会議の事例、タクシー事業の柔軟化（ライドシェア等）に関する特区と会議の事例を扱う。

比較分析

「制度改革の担い手」について、法案提出をはじめ自己完結的な仕組みを有する特区に対し、会議は、各制度所管省庁が縦割りの下で改革を進める仕組みである。

「あるべき制度改革像に係る認識」について、特区は、地域を限定することで大規模な制度改革を国民に示し、世論の支持を調達することで全国展開を目指す。他方、会議は、一定の改革理念に沿った小さな改革もよしとして、息長く漸進させる。

「ステークホルダーとの調整プロセス」について、ともに、有識者の発信力と官邸主導が原動力であるが、他の相違点は大きく、対象自治体首長等の政治的サポートと縦割りに対峙し得る与党勢力が動員できる特区に対し、会議は、制度所管省庁が、会議による制度改革の提言を睨みつつ、縦割りの場を舞台に調整を進める。

制度改革の仕組みの差が生む改革内容の相違と含意

特区による改革の規模は大きいですが、地域限定の他にも、反対論者との調整の必要から、改革の象徴的要素の実現のために他の様々な制約条件を重ねる。制度が想定する全国展開も、地域限定を絶対条件として反対論者の妥協を得ることが多い結果、事実上、不能となる。

一方、会議において実現される改革の規模は相対的に小さいが、その範囲では、一般的な改正として実現され、その改革過程自体に起因した次期改革の阻害要因は生み出さない。

このように、両者で実現される制度改革には大きな差があり、それは、改革手法の特徴の

差異から相当程度説明できる。

さらに議論を進めると、このような手法の差異を背景に、同じく総理直轄の仕組みであるにもかかわらず相互の連携はなされない。逆に、特区で実現した制度改革は、その成果を確認するまで全国展開はしないという、改革モラトリアムとして機能し、また、規模が大きく、調整が難航した事案ほど、これ以上の改革論議には与しないとの意志をステークホルダーに強く植え付ける。それは、会議の行動選択の幅を強く限定するという負の効果をもたらし、国全体としてみた場合の改革実現機会を減じている可能性がある。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（第 204 回国会閣法第 6 号）」審査における「変換型」議会の表出

宮崎 一徳¹
参議院事務局

<キーワード> 議会分類「アリーナ型」と「変換型」、法案修正、附帯決議

議院内閣制下の議会は、一般に N・W・ポリスビーの「アリーナ型」の要素を持つとされる。ただし、野党が第二院で多数を占めるいわゆる「ねじれ国会期」には、民意を議会で法律に変換する「変換型」議会となることが考えられるが、論者は、大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような「未曾有」と呼ばれる事態の発生時は、非「ねじれ国会」期でも「変換型」議会が表出するのではないかと考えていた。

何をもって「変換型」議会の表出とするか。（A）野党主導法案等の成立（超党派の議員立法の成立も含める。）、（B）政府提出法案（閣法）の修正、廃案、（C）国会での議論による、政府・与党の方針の変更＝施策の変更、これらがあれば、まさに、「議会で民意を法案に「変換」する」ことが行われていると言えるのではないか。

第 204 回国会に提出された「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第 6 号）」は、与党は数の上では多数で可決できたが、与野党協議により修正がなされ、また附帯決議の合意で修正に準じるような状況も更に加えられる中で成立しており、「変換型」議会の表出が明確に見られたのではないかと考える。

背景には、(ア)政府・与党も想定していない事態が突然生じた、(イ)何が正しい対処法か、誰もが手探りのところがあった、(ウ)事態に対応すべく、そのための（予備費を含む）補正予算等を計上し、当初想定していない財政上のコストへの措置がなされた、こうしたことがあったと言えよう。

会期途中で新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じた第 201 回国会でも、閣法の修正には至らなかったが、委員会の附帯決議の与野党合意により、修正に準じる状況が生じたり、審議入りした閣法が廃案になったり、先行する野党の議員立法の内容を含む施策を政府が採用したりしている。その後は、政府・与党には、この感染症に対するある程度の知見、予備費等財源や施策が確保されたことから、立法においても閣法で十分な対応ができ、「変換型」議会が表出する可能性は低くなるとも考えられたが、いわゆる第 3 波の感染拡大は政府の想定を上回り、前述のような第 204 回国会閣法第 6 号の修正等の明確な「変換型」議会の表出が見られたと言えよう。

こうした、より本格的な「変換型」議会の表出と考えられるものも含め、その要因、内容等を分析し、整理することで、日本の国会の機能の、より適切な把握を実現したいと考える。

以上

¹ E-mail: k.myazaky@icloud.com

地方議会研修と公共政策研究

田口 一博¹

新潟県立大学

<キーワード> 地方議会、議会研修、研究成果の社会還元、会議法、政策多様性

1. 地方議会研修小史

地方議会研修には明治初期以来の歴史がある。県令神田孝平、楠本正隆らの地方民会運営実践は公議実現のための研修的取り組みでもある。福澤諭吉らは広く会議のあり方を実践している。外国の議会制度紹介はむしろ自由民権運動期前に盛んだった。市制・町村制による地方議会の制度化以降、体系化された解説書が現れてくるが、内務省職員による逐条解説では現実の議会運営の記述は薄く、実務の手引きとしては民間実務家による「議員必携」等の書籍が残されている。

戦後の地方議会再発足期には国会・地方議会の新制度設計関係者による議事運営等の解説書が出される。新国会職員による地方議会への出張研修も行われた。民主化を進める観点からは労働組合やPTA、生徒会等も対象とした「話し合いの仕方」の普及活動も行われる。この活動は学校教育や現在の明るい選挙推進協会の話し合い学習などに残るが、あまり根付かず、議会への影響も見られない。占領末期には関係図書の発行もなくなってくる。3議長会が改組・発足すると、議員・事務局職員に対する集合研修が行われ、研修の速記録が出回る。議長会の研修は次第に体系化し「公式」解説書や次第集も作られる。

2. 地方分権改革期以降の議会研修

地方分権推進委員会第二次勧告によって議会の活性化が言われ、地方分権一括法によって条例制定権が拡大されると解されたことから、条例制定という議事運営とは次元の異なる研修が議会向けにも企画されるようになる。その後はローカル・マニフェストや議会改革そのものを訴える運動も起きる。

条例制定の法技術的な研修への反省から、立法事実の吟味、すなわち政策そのものを考える研修が行政職員向けの政策形成研修から議会向けに再構成される。議会は行政組織以上にあり方が多様であり、多議会での集合研修での政策形成研修は一斉・一律に行い得る問題発見や解決の技法までにとどまるが、その方法論を持ち帰れば自らの地域の問題に活用することはできる。短期間の研修で方法論を体得することはできないが、個別具体的な問題解決演習が新しい研修の類型として発展していく。

3. 公共政策研究を地方議会へ

自治体が自律的な政策形成を考えるには、議会が思いつきや気まぐれではないきちんとした議論を行い、それを住民・執行機関に向けて発信することが必要である。試験や資格で選ばれるのではない議員が政策課題を発見し、解決策を議論するには執行機関に対する有意義なセカンド・オピニオンをも発することができる支援が必要であるから、公共政策研究のさ

¹ E-mail: jkaz@nifty.com

まざまな蓄積は、議会への「遊説」して活かされるのではないか。デジタル化法に見られるように、再び強い集権化が行われている現在、次の芽を生むための「政策多様性」のために、公共政策研究の成果を地方議会への研修として活かすべきと思う。

本研究は J S P S 科研費 26512010、19K01447 の助成を受けたものです。

自由公募セッション 2-3

6月6日(日) 自由公募セッション 2-3 財政政策・エネルギー政策
10:00-12:00

報告 1 石垣智宏 (姫路市立八幡小学校)
準市場と学校予算制度

報告 2 入江政昭 (福岡市役所／九州大学大学院)
Necessity of using both static and dynamic variables of debt
simultaneously in the analysis of the impact of public debt on economic
growth (債務の経済成長に与える影響分析に必要とされる債務の静
的変数と動的変数の両変数の使用について)

報告 3 芳賀普隆 (長崎県立大学)・石田聖 (長崎県立大学)
広域連携による地域新電力の現状と課題—西九州させぼ広域都市圏
を事例に—

司会 川勝健志 (京都府立大学)

討論 報告 1: 工藤裕子 (中央大学)
報告 2: 小嶋大造 (東京大学)
報告 3: 青木一益 (富山大学)

準市場と学校予算制度

石垣 智宏

姫路市立八幡小学校

<キーワード> 準市場 学校選択制 学校予算 教育バウチャー

1. 目的

日本における準市場メカニズムは、福祉・医療・教育・保育などの分野に広く用いられ、義務教育においては学校選択制という形で導入されている。しかし、未だに利用者の選択が生み出す政策効果はあまり明確ではなく、実務的にも議論されることが少ない。実施自治体では、利用者向けの情報を公表している場合があるが、学校選択によって公的資金や人事などの行政資源がどの程度動いているかといった実績はほとんど明らかにしていない。

だが、「利用者の選択に伴って公的資金等が移動する」という点が準市場の重要な要素である以上、日本の学校選択の事例において資金配分の仕組みを明らかにする具体的な調査を行う必要がある。そこで本報告では、選択者の変動がどのような予算配分や人事配置に関係し、財政的にどの程度影響力をもつのかという課題を設定した。

2. 方法

報告では、国内で学校選択制の導入率が最も高い東京都区内の調査結果を発表する。東京都では23区中17区が学校選択制を実施しており、都市部の利用者が多い事例として考察および比較が可能である。

調査方法として、各区教育委員会へのヒアリングと学校予算書等の財政資料を分析した。聞き取り調査によって自治体ごとに異なる選択制度の特徴を洗い出し、選択によって生じる生徒数や学級数の変動に照らして学校予算や人事の変化を把握した。その上で、各自治体の予算制度が、どの程度選択制と関連付けられているかを考察し、さらに、その結果を採用する選択制度と予算制度による違いによって分類し、比較検討を行った。

3. 考察

分析の結果、公的資金等の移動は、選択制度（運用と利用者数）の違いと予算システムの違いに影響を受けていることが判明した。選択入学者が多い学校では、全体の10%程度の学校予算（公的資金）と数名の教員（人員）が移転している。特に、利用者数の多い学校で比べた場合、選択者数よりも自治体ごとの予算配当における算定基準の違いによって、資金移動の差が生じている。

また、配当総額に関わる費目の設定の違いや総額裁量予算の採用によっても、資金移動が多くなる。これらの点から、学校選択の資金移動については、選択制度の編成内容よりも、選択制とは全く別に運用されている予算制度の影響力の強さを指摘できる。

※本報告は、JSPS 科研費(20H00697)の助成による研究成果の一部である。

Necessity of using both static and dynamic variables of debt simultaneously in the analysis of the impact of public debt on economic growth.

Masaaki Irie¹
Kyushu University

< **Keywords** > public debt, economic growth, statistic-dynamic variable, ratio-debt-to-GDP increasing rate, financial stability

Abstract – Recently the public debt of most OECD countries has been outstandingly increasing. As one of the theoretical background of it, there is non-Keynesian theory that assert that public spending are negatively related to GDP growth rate against Keynesian multiplier theory that suggest that the public expenditure accerate economic growth, As the econometric study about it, Perotti (1999) is a representative study. but there is no basic practical theory to clear up the relationship between Keynesian and non-Keynesian so far, although there is both-mixed theory like debt-overhang one of Reinhart & Rogoff (2012).

Hereafter, I found that there is some difference in the Keynesian analysis and non-Keynesian one. That is, static variable have been used in the Keynesian analysis-“debt”, “debt-to-GDP” and “government expenditure (GE)”, dynamic variable have been used in the non-Keynesian analysis –“ratio debt increase”, “ratio debt-to-GDP increase” or “ratio GE increase” as a explanatory variable.

I had the hypothesis that both statistic variable and dynamic variable are simultaneously influenced, and even if the former is positive, if the latter is negative and the latter is bigger than the former, growth rate becomes negative. and recently estimated value of the dynamic variable comes to be stronger than static one in high debt-outstanding countries, USA, Japan, Greece England and France and emerging countries in analysis with both variables.

Design/methodology/approach – This study examines why there are inverse results in the analysis of the impact of public debt on GDP or GDP growth rate. I focus on the variable used in Keynesian and non-Keynesian econometric analysis.

Findings – Keynesian analysis have a characteristic to use static variable as explanatory variable, Non-Keynesian analysis have a characteristic to use the dynamic one. And I found that it is important to use both static and dynamic variables simultaneously in the analysis of relationship between public debt and economic growth, and high GDP growth rate country is smaller debt-outstanding and have the tendency that the statistic value is more than dynamic value, inversely low GDP country is larger debt-outstanding GDP and have the tendency that the dynamic value is more than static value in the analysis with both variables.

Originality/value – I found that ratio-debt-to-GDP-increase less than zero is the condition that positive statistic estimate is larger than negative dynamic estimate, and it is the important condition to both higher GDP growth rate and to keep debt-outstanding under status quo.

JEL Classification: C51, H63

¹ E-mail: irie_mk_smile@jcom.home.ne.jp

広域連携による地域新電力の現状と課題

—西九州させぼ広域都市圏を事例に—

○芳賀 普隆^{1*} 石田 聖^{2**}

*長崎県立大学 **長崎県立大学

<キーワード> 広域連携、地域新電力、西九州させぼ広域都市圏、ガバナンス、ステークホルダー

2011年3月11日に起きた東日本大震災における福島第一原発以降、エネルギー源の転換の議論を促進させ、固定価格買取制度(FIT)や電力自由化の進展など、政策上の要因もあり、再生可能エネルギー導入の議論が積極的に行われるようになってきた。

また、近年、エネルギー事業の分野においても、ドイツにおける総合的なインフラ経営を行う公企業である「シュタットベルケ」のようなドイツモデルを念頭に、福岡県みやま市のように、「ご当地電力」、「自治体新電力」、「コミュニティパワー」と呼ばれるような、日本でもエネルギー事業を立ち上げて、地域に経済循環を促す仕組みをつくる動きが各地で出てきている。そのような動きがみられるようになったのは、地域内の再生可能エネルギー事業を担う会社が自治体主導で進めたり、多様なステークホルダーが事業運営に参画しながら電力を買取り、公共施設や一般家庭などに販売することで、電力エネルギーの地産地消と地域経済循環を目指すことが背景にある。一方、少子高齢化、人口減少社会や国・地方を通じた厳しい財政状況の下で、自治体はコストを抑え、収益をどう増やすかという「都市経営」「自治体経営」の課題に直面している。

このような状況下で、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するものとして「連携中枢都市圏構想」が2014年に制度化された。また、九州地方では、西九州地域で、広域都市圏単位でエネルギー事業を設立する動きがみられるようになってきている。

本報告では、広域連携、広域都市圏からみた自治体エネルギー事業におけるステークホルダー間の関係や地域エネルギーガバナンス、SDGsの位置づけについて検討する。まず、複数のステークホルダーによる再エネ事業経営やコミュニティパワー、自治体新電力(地域新電力)にとどまらず、自治体間連携や広域都市圏によるエネルギー事業が行われてきた背景について検討する。次に、自治体エネルギー公益事業体としてのシュタットベルケは日本の広域行政の議論とのかかわりでどう理解すればよいのか、について、広域連携に関する既存の議論も交えながら整理する。これらの議論を受けて、広域都市圏や広域連携からみた地域エネルギー事業におけるステークホルダー間の関係や地域エネルギーガバナンスのあり方や、地方創生の観点からSDGsが論じられている中で、SDGsにおけるシュタットベルケや自治体エネルギー事業の位置づけ、広域的取組みによりSDGsの実現に貢献できるか、といった各

¹ E-mail: hhaga@sun.ac.jp

² E-mail: st.ishida@sun.ac.jp

論点から検討する。長崎県佐世保市及びその周辺自治体を中心にスタートした、西九州させぼ広域都市圏で展開している広域連携による地域新電力を事例に、上記の視角から現状と課題について述べることにする。

第 2 日目 2021 年 6 月 6 日 (日) 13:00-15:00

企画委員会セッション 2-2

6 月 6 日 (日) 企画委員会セッション 2-2 世界のデジタル化と安全保障
13:00-15:00

報告 1 白崎護 (関西外国語大学)

インターネットが政治意識に影響する条件：制度と環境

報告 2 田辺雄史 (経済産業省)

デジタル経済による産業構造の変革とセキュリティ

報告 3 山添博史 (防衛研究所)

情報空間における国家間闘争：ロシア関連事案を中心に

司会 助川康 (防衛研究所)

討論 助川康 (防衛研究所)

世界のデジタル化と安全保障

司会者： 助川 康

防衛省防衛研究所

登壇者： 白崎 護 田辺 雄史 山添 博史

討論者： 助川 康

<キーワード> デジタル化、安全保障、政治意識、経済安全保障、情報戦

ICT、IoT、AI やソーシャルメディア、ビッグデータといったデジタル技術・デジタルサービスの高度化と普及が世界規模で急速に進み、デジタル化の波は社会のあらゆる面に及んでいる。このことは安全保障分野でも機会とリスクをもたらすと考えられる。

デジタル化によって、情報の処理・伝達・共有が容易になり、迅速化すれば、政策や組織の透明性・効率性を高めることができるかもしれない。また、安価で利便性の高いコミュニケーション手段を誰でも利用できるようになれば、多様な主体の参加する言論空間が創られ、それは対話や相互理解を深め、ひいては民主化や紛争の平和的解決を促すとも期待された。

同時に、デジタル化は、デジタル技術を悪用する行為にも可能性を与え、そうした行為に対する社会、経済、国家の脆弱性が意識されるようになった。デジタル技術による競争あるいはデジタル空間における競争への対策が必要となり、一部の国家はむしろ積極的に競争に乗り出している。さらに、たとえば偽情報やディープフェイクを使った政治的操作・介入の試みに見られるように、この競争の矛先は民主的政治プロセスの根幹である選挙や世論にも向けられることが明らかになってきた。デジタル化が情報の質や多様性の向上、分断の克服という期待された効果を上げているとは言いきれない状況がある。

本セッションでは、世界のデジタル化が安全保障に及ぼす影響を検討するとともに、我が国の安全保障政策で考慮すべき問題を議論したい。

- 司会および討論者
助川 康（防衛研究所）

- 報告者
白崎 護（関西外国語大学）

「インターネットが政治意識に影響する条件：制度と環境」

田辺 雄史（経済産業省）

「デジタル経済による産業構造の変革とセキュリティ」

山添 博史（防衛研究所）

「情報空間における国家間闘争：ロシア関連事案を中心に」

インターネットが政治意識に影響する条件:制度と環境

白崎 護¹

関西外国語大学

<キーワード> 選択的接触、公職選挙法、フェイクニュース、政党制、抗議活動

情報提供の充実を目的とした2013年の公職選挙法改正に伴い、HPやソーシャルメディアを通じた政党や候補者の広報活動が高度化している。また、有権者年齢の引き下げやデジタルネイティブの増加に伴い、将来において有権者の側でもインターネットを通じた選挙運動が活発化するであろう。本発表では政治参加や情報宣伝におけるインターネットの活用の点で先進国たるアメリカやロシアの事例に触れつつ、日本においてインターネットが民主主義へ影響をおよぼす可能性につき考察する。その際の手がかりとして、マスメディアと比較した場合におけるインターネットの特徴7点を以下に記す。

第1に、関心ある情報へ選択的に接触する能動性である。この結果、自分の期待と一致する情報に接しやすく、逆に期待と反する情報に接しにくくなる。従って、仮に客観的事実が示されてたとしても信用されない場合がある。客観的事実でなく感情や信念が世論の動向に影響する状況は「ポスト Truth」と呼ばれ、民主主義の土台である議論の可能性を毀損しかねない。

第2に、TwitterでのフォロワーやFacebookでの友達の関係に基づき情報への信頼が生じる。つまり、中立性や取材能力がマスメディアの信頼性を左右する一方、ネットでの日常的な交流に基づく親近感がソーシャルメディアの信頼性を左右する。この結果、やはり事実に基づく議論が困難となる。

第3に、一对多数の送受信が可能な双方向性である。双方向性が選挙以外の政治参加におよぼす重要な影響として、周囲の目を恐れる個人が対面での不満表明に自己検閲を課すために生じる多元的無知を克服する。この影響は、特に反政府運動など危険を伴う政治参加において重要であり、他者が参加する姿をメディアで目にすることで次々と参加者が増加する「情報カスケード」を招く。

第4に、情報を即座に送受信できる即時性である。真偽不明の情報が時間を問わず常に発生・拡散する点以外に、そもそも情報をネットで調べられるので検索結果の考察時間が失われやすい点は、熟考に基づく市民の政治能力の発達を妨げる。

第5に、情報の保存・転送の便宜性に基づき情報が多数の送受信者を介して伝播する拡散性である。この結果、即時性も相まって正義感や善意から真偽に注意せず情報を拡散しやすい

第6に、文書・音声・写真・動画などを扱えるマルチメディア性である。この結果、用途に応じた情報形態の選択が可能な上、印刷物と比べて送信に高い経済性を発揮する。特に、映像や音声が不鮮明な場合も視聴覚に訴える情報は真偽にかかわらず注目されやすい。

¹ E-mail: shirama@kansai.ac.jp

第7に、情報量と無関係に送受信可能な時間・空間の非制約性である。テレビの尺や新聞の紙幅の制約を免れる結果、たとえ虚偽情報であったとしても信憑性を補強する長大な資料を添付できる。

デジタル経済による産業構造の変革とセキュリティ

田辺 雄史¹

経済産業省

<キーワード> デジタルトランスフォーメーション、経営改革、データ、クラウド

我が国の社会生活、企業活動更には国家運営に至るまで、デジタル技術はなくてはならない存在となった。従来は個別の組織毎に情報システムを設置し、主に従来の人間の作業の代替や、情報の管理といった用途で同システムを利用していたが、昨今のクラウド技術の進展により、多くのシステム、データは、集約されたデータセンターにある仮想化された情報システムへ移行し、あるいはよりパブリックな仮想空間へと移行し、これらを事業者からサービスとして利用する形態が主流となりつつある。

クラウドサービスの登場、すなわち計算機資源の制約を事実上考えなくて良い環境が登場したことで、社会に提供するサービスレベルは飛躍的に向上し、背後にAIを用いた大量の計算をベースに、高度で利便性の高い生活を享受できるようになった。この動きは不可逆的なものであり、今後ますます多様で優れたサービスが提供されることが予想されるが、一方で、自組織内に置いてある情報システムの管理とは異なる考え方が求められるようになった。例えば、大量の「データ」、大量の計算を行う「計算力」をいつでも利用可能な状態にしておくにはどうすれば良いのか。あるいは、自組織の大事なデータや計算力が手元にない状態であっても安心して企業活動が続けられるための要件として何を決めておかなければならないのか、を検討する段階に来ている。

政府、企業におけるデジタルトランスフォーメーションが進展すると、デジタル技術を利用する「ユーザー側」と同技術を利用したサービスを提供する「ベンダー側」の境目はなくなっていく、産業構造は、大企業が中堅企業へ、中堅企業が中小企業へ仕事を分解して発注するという「大企業けん引モデル」から、ネットワーク型へとシフトする。これはIT産業、すなわちベンダー側に限った議論ではなく、全産業において、自社の持つデジタルケイパビリティを他社に提供したり、各企業が持つデジタルケイパビリティを組み合わせる新たなサービスを作り上げて提供したり、あるいは、そういった活動が円滑に行われるようなプラットフォームを提供したりするような企業が相互に連携して事業運営を進めていくことになる。

この動きがグローバルに進展する中で、競争上の優位性を確保しつつ我が国が発展していくためには、政府として利用するクラウド安全、安心の確保はもとより、民間セクターにおけるクラウドの安全、安心の確保、そして生じうるリスクとしてのサイバー攻撃にとどまらないシステムの停止リスク、通信の途絶リスク、あるいはこれらのリスクを生じさせる主体の多様化について、多面的な対応をしていかなければならない。

¹ E-mail: tanabe-takefumi@meti.go.jp

情報空間における国家間闘争： ロシア関連事案を中心に

山添 博史
防衛省防衛研究所

<キーワード> 情報戦、ハイブリッド戦、戦略的コミュニケーション、社会分断、ロシア

西欧社会において、ロシアによる情報空間に対する攻撃として挙げられている例には、次のようなものがある。

- ・ 2014年のクリミア半島において、「現地のロシア系住民の権利がキエフのナショナリスト政権によって危険にさらされており、本来の祖国であるロシア連邦に加入して守られるべき」という言説をロシア語メディアが流布した。
- ・ 2016年の米国大統領選挙において、ロシアが民主党のメールを窃取してヒラリー・クリントン候補が不利になるような形で暴露し、米国人を装った偽の SNS アカウントで偽情報を流布し偽の政治集会を開催して、有権者の分断を煽った。
- ・ 2017年のフランス大統領選挙に際してエマニュエル・マクロン候補に不利になるような偽情報を流布し、EU 懐疑派のマリーヌ・ル・ペン候補を公然と支援した。

これらには、相手社会を分裂させ、団結して行動する能力を弱めるか、分離独立させるというロシアの戦略目的が窺える。一方、このような事件が可能になったのは、もともとウクライナ、米国、フランスの社会に脆弱性が存在したからであって、現に米国ではドナルド・トランプ候補の陣営が社会の分断を助長する宣伝で優位に立った。逆にロシアの立場からは、次のようなものが西欧社会による情報空間での攻撃と言われることが多い。

- ・ 2011年にリビアで反体制運動が SNS を通じて広がり、それを支援する趣旨で米国、フランス、イタリアなどが軍事作戦を行い、カダフィ政権とリビア国家そのものを崩壊に至らしめた。
- ・ 2011年のロシアで、そして 2013 年末のウクライナで、西側社会の資金援助を受けた団体を中心とする反体制運動が SNS を通じて広まった。ウクライナの場合には年明けに流血の事態になり政権が崩壊し国家が分裂した。

これらの事例でも、自由な発言や行動が勢いづけば政権に対する不満が爆発しやすく、安定的な政権交代ができず暴力的な事態になりやすいという社会の脆弱性があった。

上記で共通するのは、社会の脆弱性が情報空間での操作を通じて国内外の政治勢力に利用されたという特徴である。そのすべてが外国勢力の一貫した意図によるものとは言えないが、外国政府がその資源を投入して利用しうることに留意が必要である。相手に打撃を与えることによって、相手から受ける攻撃の可能性を低くできる（攻撃能力を損なう、あるいは攻撃の意思を挫く）のであれば、国家間闘争のうえでの利用価値があることになる。

とはいえ、防衛や安全保障という観点でいえば、まず守るべきは正常な意思決定ができる政治・社会であり、攻撃者が外国であるのか、国内の政治勢力であるのかは二次的な問題である。ロシアもフランスも、脆弱性を攻撃するような不正な情報空間の利用を取り締まる規

制を強化した。同時に、戦略的コミュニケーションの観点を含む公共の議論を通じて、社会の構成員が悪意ある情報操作の実例を知って警戒心を高め、社会の分断を狙っても効果が小さいことを示していくことが防衛に資するであろう。

企画委員会セッション 2-3

6月6日(日) 企画委員会セッション 2-3 データ分析と政策への応用
13:00-15:00

報告 1 長谷川達也 (広島県庁)

Government's Stimulus Program to Boost Consumer Spending: A Case of
Discount Shopping Coupon Scheme in Japan

報告 2 阿部勝己 (NEC)

Emotional Status and Productivity: Evidence from the Special Economic
Zone in Laos

司会 角谷快彦 (広島大学)

討論 角谷快彦 (広島大学)、長谷川達也 (広島県庁)、阿部勝己 (NEC)

データ分析と政策への応用

司会者： 角谷 快彦¹

広島大学

登壇者： 角谷 快彦

討論者： 長谷川 達也 阿部 勝巳

本セッションでは、データ分析を基に、現在の COVID-19 パンデミックによる不況や新たな働き方に対する課題に対し、エビデンスに基づいた経済提言を行うことの必要性を論じます。事例として紹介する研究は、広島大学角谷研究室が行った、広島県および広島銀行の協力によるプレミアム付き商品券政策の政策評価研究、および TDK 株式会社、日本電気株式会社（NEC）の協力による働き方改革の研究です。

<キーワード> データ分析、応用ミクロ経済学、プレミアム付き商品券、働き方改革、COVID-19 パンデミック

1. 内容

近年、オープンデータ化の流れの中から、分析に利用できるデータの量が飛躍的に増えたことを受け、EBPM(エビデンスに基づく政策立案)の必要性が広く認識されています。一方で、実際に EBPM が行われた事例は、特に日本では、未だ少ないのが現状です。そこで、本セッションでは、COVID-19 パンデミックを起因とする歴史的な不況や労働環境の変化に対して活用できる政策提言の事例を、民間企業、行政、研究者による産官学の視点から紹介します。

2. 構成

企画題目 データ分析と政策への応用

司会者氏名 角谷快彦

所属 広島大学

登壇者氏名 長谷川達也、阿部勝巳

討論者氏名 角谷快彦、長谷川達也、阿部勝巳

¹ E-mail: ykadoya@hiroshima-u.ac.jp

データ分析と政策への応用

○角谷 快彦^{*1} 長谷川 達也^{**} 阿部 勝己^{***}

* 広島大学

**広島県庁

***NEC

2本の研究を報告し、それぞれの研究の背景と効果について、登壇する担当者からのフィードバックを受けます。本紙では研究部分について記します。

Government's Stimulus Program to Boost Consumer Spending: A Case of Discount Shopping Coupon Scheme in Japan

本研究のポイント

- 2015年に政府が実施した経済対策「プレミアム付き商品券」の電子データを分析し、受益者の社会経済的属性を明らかにしました。
- 当時の経済対策の受益者の偏在(上記商品券の購入者層を調べたところ、中高年、主婦、高い消費性向、高資産等の人々に偏りがあった)を示したことにより、コロナ禍後の効果的な経済対策への応用が期待されます。

概要

広島県および広島銀行の協力を得て、2015年に全国で唯一「プレミアム付き商品券」を電子マネーで配布した広島県のデータを分析しました。同政策の受益者の属性に、中高年、主婦、高い消費性向、高資産等の変数が有意にプラスの影響(偏りがある)を及ぼしており、偏りがあったことを明らかにしました。

COVID-19のパンデミックにより、世界経済は大幅に落ち込んでいます。企業の倒産連鎖や失業者の増加等に対し、今後政府は効果的な経済対策を打つ必要がありますが、多くの対策の効果は未知数です。

本研究成果は、広島県および広島銀行の協力を得て、2015年に日本政府が展開した、「プレミアム付き商品券」政策を、全国で唯一電子マネー(HIROCA)方式(※)で実施した、広島県のデータを分析しました。プレミアム付き商品券の購入情報とアンケート調査結果を用いて、同政策の受益者層の特定を試みました。

その結果、プレミアム付き商品券の購入者(受益者)は、居住地域や世帯収入等にこそ有意な差がなかったものの、性別(女性)、年齢(中高年)、職業(主婦)、消費性向の高さおよび世帯の資産の大きさに偏りがあったこと等が明らかになりました。

効果的な経済対策は、ターゲットとする層に適した設計をすることが重要です。本研究結果は、過去に実施した政策に対する評価のみならず、ターゲット層の社会経済的属性が、政策に対する反応の度合いに影響することを示しています。パンデミックによって落ち込んだ経済を立て直す際の経済対策の効果的な設計に科学的な示唆を提供することができました。

¹ E-mail: ykadoya@hiroshima-u.ac.jp

本研究のポイント

- 従業員の勤務中の幸福感が従業員の労働生産性を高めることを解明しました。
- 就業環境の改善が組織の利益にもつながる可能性が示されたことにより、「働き方改革」の効果的な推進が期待されます。

概要

ラオス人民民主共和国の単純作業を行う工場での実験により、従業員の勤務中の幸福感が従業員の労働生産性を高めることを明らかにしました。現在、日本の「働き方改革」等、各国で従業員のための職場環境(労働環境)の改善が社会の大きなテーマになっています。そのなかで、労働環境のどのような改善が企業にとってメリットとなるかわかっておらず、改善がなかなか進まない要因とも言われています。なかでも従業員の就業時の感情(幸福、怒り、リラックス、悲しみ)が労働生産性にどのように結びついているかはほとんどわかっていませんでした。

今回の研究は従業員の感情の推移を記録しながら、彼らの労働生産性の変化を分析しました。具体的には、TDK株式会社の生体計「SilmeeW20」を用いて労働者の心拍のゆらぎを計測し、その数値から日本電気株式会社が開発した「NEC感情分析ソリューション」を用いて幸福・怒り・リラックス・悲しみの感情ステータスを算出しました。そしてその間の労働者の労働生産性を測り、労働者の感情が労働生産性にどのように結びついているかを変量効果モデルを用いて分析しました。労働者は労働生産性の計測を可能にするため、ラオスのサワンナケート経済特区で日本向けのプラスチック玩具の色付けをする工場のライン作業員から無作為で15人を抽出し、各自が何個の人形に色付けができたかを労働のアウトプットとして用いました。実験は3日間行い、労働者の年齢、性別、学歴、職歴、通勤時間等をコントロールして分析を行いました。結果として労働者の幸福感が労働生産性を高めていることがわかりました。その他の感情は生産性に有意な影響はありませんでした。

このことから、雇用主は従業員が幸福と感じる職場環境(労働環境)を提供することが従業員の労働生産性の向上、ひいては組織の利益につながることを示唆され、職場マネジメントの研究に勤務中の従業員の感情というフィールドを拓くことができました。

自由公募セッション 2-4

6月6日(日) 自由公募セッション 2-4 政策デザイン
13:00-15:00

報告 1 遠藤勇哉 (東北大学大学院) ・ 河村和徳 (東北大学)

福島第一原発の汚染処理水海洋放出に対する有権者心理

報告 2 石黒廣洲 (地域デザイン研究家)

公共政策論に向けたモデリング・デザイン技法による知の統合－観察から統合への道筋の探索・解明から政策デザインの道具を得る－

報告 3 山本英弘 (筑波大学) ・ 大倉沙江 (筑波大学)

地方自治体における女性政策の導入状況：質問紙調査に基づく検討

司会 谷口将紀 (東京大学)

討論 報告 1：田川寛之 (筑波大学)

報告 2：清水習 (宮崎公立大学)

報告 3：出雲明子 (明治大学)

福島第一原発の汚染処理水海洋放出に対する 有権者心理

○遠藤 勇哉^{1*}

*東北大学大学院後期博士課程

河村 和徳^{2**}

**東北大学

<キーワード> 東日本大震災、福島第一原発、風評被害、意識調査、心理実験

1. 報告の背景

東京電力ホールディングスの資料によれば、福島第一原発で処理されている汚染処理水は原発の敷地内で約 1,000 基のタンクで保管されているという。敷地内で建設されるタンクの計画量は 2020 年末までで約 137 万 m³であるのに対し、処理水の保管量は 2020 年 6 月現在で約 121 満 m³に達しており、2022 年夏頃に計画容量に達する見込みである。貯まり続けている汚染処理水の保管に限界が近づいているため、この汚染処理水を海洋放出することが、福島では政治的な重要な争点と浮上している。

本報告では、争点投票の議論を基礎に置きながら、汚染処理水の海洋放出に対する有権者心理について検討を行う。

2. 政治争点としての汚染処理水の海洋放出の特徴

汚染処理水の海洋放出を政治争点として見た場合、賛成する者と反対する者が一定規模存在し、地方議会などの政治的アリーナで両者が対立する「対立争点」と位置付けられる。また一度海洋放出されたら、完全な原状復帰は不可能であるため、海洋放出されなければ争点対立は継続し、海洋放出されるとこの争点に係る有権者の対立環境は終了するという特徴がある。加えて、汚染処理水の海洋放出は、「トリチウムとは何か」など、一般の有権者が理解しづらい科学技術的な内容を含む「むつかしい争点 (Carmines & Stimson 1989)」とも言える。更に、「不安」という要素を含み、また不安に基づいて純粋に反対をする者もいれば、本心としては放出に賛成であるが風評の懸念から反対の立場を採らざるを得ない者もいるという、反対の立場の者の中に多様性が認められるという特徴もある。

3. 本報告の2つの目的

本報告には、2つの目的がある。1つは、汚染処理水の海洋放出という「むつかしい争点」の有権者の意見分布はそもそもどうなっているか、明らかにすることである。ここでは、全国の有権者を対象に実施した意識調査データから検討する。

もう1つは、汚染処理水の海洋放出の賛否に「福島」という刺激が影響を与えているか、である。こちらは、首都圏や九州、韓国の有権者を対象に行ったオンライン実験のデータに基づいて考察する。

¹ E-mail: [iam.endo1103@gmail.com](mailto:i.am.endo1103@gmail.com)

² E-mail: kwmr3@sp.is.tohoku.ac.jp

公共政策論に向けたモデリング・デザイン技法による 知の統合－観察から統合への道筋の探索・解明に依り 政策デザインの道具を得る－

石黒廣洲

地域デザイン研究家

公共政策学ならではの政策デザインの方法論が求められる中で、これを実用化する為の社会技術的な道具が文理融合による知の統合への道筋攻略の中で開発された。そこでは統合の迷宮的道筋の迷路の解明から二つのルートが発見された。夫々統合の頂上を目指した結果、同じ場所に到達して頂上を確信出来て統合の技術化が達成された。

本論は別稿解題に於ける『政策デザインを可能にする統合の必要性や、迷路状の道筋の特性と統合の方法論への道具建て開発』の論考と連携している。対応策となる構想法に基づく統合技術の確立に向けて、道具建てのボトルネックであるパラダイム転換や思考のミッシング・リンク解明を試みると共に、昨年の研究大会の宿題である「社会的 CT」を論じる。科学の知見を適切に社会適用して統合の方法論に接近する為のデザイン技術獲得を可能にする正統的な統合哲学として、カントの流れを引く三木清の『構想力の論理』を採用して論理を展開する。しかしカントや三木の「哲学的統合マップ」の論理は二次元認識が基本であり、統合の技術化にはパラダイム転換による三次元思考化による超越化が必須となる。一方、三木哲学から統合知における「知の統合のプロセス」、「統合形成の実行力」、「統合知の形」の三つのモードの存在が学べる。注目する『構想力の論理』は、知の統合実行の論理的な思考・思索の道筋を明らかにするマップとして有用である。

マップを照らすのは社会適用された諸々の科学的知見である。二次元表現を超越化する立体的デザイン思考の中で、科学や哲学を駆使した思索に於いて「内部観察方法」と観察結果による「社会の記述方法」に係る迷路の探索と攻略が為された。具体的には三次元的内部観察の結果洞察に基づき、科学的知見が示唆するパラダイム転換として「現代物理学、意識のトライアングル論、生命原理を解く生命誌、現代物理学と華厳教学の融合論」が適用された。その結果二次元思考から社会の三次元的把握へと超越する為のミッシング・リンクとして「内部観察法、人間の情報構造、意識の粒子と波動性、思考の形と精神エネルギー、三次元デザイン思考、有機的社会システム性の論理」と「根源に在るキーファクター」が確認出来た。そして三木構想哲学の統合論に則った「デザイン思考に基づく統合」と「関係性志向の超社会システム論的統合」の二つのルートを辿るモデルが発見された。モデル化技法を政策デザインに活用する為に、意識ビームで社会を照射・観察してモデル化する社会的 CT 技法が開発され、社会を輪切り状に走査して状況を分析し、対策を記述し統合化表現する道具が得られた。それが社会的 CT の思考情報技術であり、照射結果を投影する格子譜上に構想譜の形でモデル化される。

構造化・可視化された構想譜は知の統合結果つまり一つの統合知であり、統合のキーとなる根源的要素の存在を踏まえた上で「目的と手段、原因と結果、内面と外界、過去と未来」

などの統合化要素を関係性の場で結ぶ構想力の論理を実践するデザイン技術でもある。この論理を踏まえ、「知の統合」を一つの専門知とする文理融合の学術文化の方向と政策デザインを通じた専門知の社会実装の課題までを報告する。

地方自治体における女性政策の導入状況： 質問紙調査に基づく検討

○山本 英弘¹
筑波大学

大倉 沙江²
筑波大学

<キーワード> 女性議員、女性政策、地方自治体、質問紙調査

女性活躍推進法、政治分野における男女共同参画法、第5次男女共同参画基本計画など、近年、女性の社会進出および、そのための労働環境や社会環境の整備が進められてきた。こうした動きは地方にも波及し、自治体において女性の労働、生活、福祉、地位向上などに関する政策（以下、女性政策）をどのように導入、推進するのかが重要な課題となっている。

それでは、地方自治体における女性政策の導入はどの程度進んでいるのだろうか。また、どのような要因によって促されるのだろうか。国による方針は大きな影響を及ぼし得るものの、女性政策の導入状況は自治体ごとに少なからぬ差がみられる。したがって、自治体を取りまく社会経済環境の他、クリティカル・アクターとなり得る首長、議員、自治体職員、女性団体等の存在との関連に注目して、女性政策が導入されている自治体の特徴を明らかにしておく必要がある。

本報告では、全国の市区町村を対象に行った質問紙調査データに基づいて、上記の点を検討する。調査は、2020年10月から2021年2月にかけて、すべての市区町村（1,741）における男女共同参画に関わる部署を対象として、郵送により質問紙を配布、回収した。回収数は555であり、回収率は31.9%である。

暫定的な分析から得られた女性政策の導入状況を概観しておく（数値は若干変動する可能性がある）。まず、男女共同参画条例を制定している市区町村は50.1%であり、制定年のピークは2005年である。第2次男女共同参画基本計画（2005年12月）に応じたかたちで条例を制定した市区町村が多い。また、男女共同参画計画は88.0%、女性活躍推進法に基づく計画は75.4%が策定している。国の政策動向に応じて、自治体の取り組みが進められている。

第4次男女共同参画基本計画の目標に定められている諸項目については、多くの市区町村で健康支援に関する項目が実施されている。その一方で、女性の雇用や労働環境の改善に関する項目は実施率があまり高くはない。

どの女性政策の項目についても、人口規模の大きな市区町村ほど政策を導入する傾向が明確である。女性議員比率については、女性議員がいない自治体の導入率が特に低く、女性議員がいる場合は比率が高いほど政策が導入されている。この他では、市区町村職員における女性管理職や係長の比率が中程度の場合、また、女性団体から政策提言を受けているほど、政策の導入率が高い。以上の結果から、都市規模という基礎的条件の他、女性を代表するクリティカル・アクターの存在が女性政策の実施状況と関連しているようである。

報告当日は、さらに詳細な分析を加えつつ、各市区町村における女性政策の導入状況の特徴を明らかにするとともに、その含意について考察したい。

¹ E-mail: yamamoto.hidehiro.gf@u.tsukuba.ac.jp

² E-mail: okura.sae.gn@u.tsukuba.ac.jp

自由公募セッション 2-5

6月6日(日) 自由公募セッション 2-5 自治体行政・政治
13:00-15:00

報告 1 宇佐美淳 (元甲府市役所)

ローカル・ガバナンスが重視される時代の地域コミュニティにおける自治体職員の役割に関する研究—“地域密着型公務員”としての地域担当職員制度に関する分析を通して—

報告 2 村岡敬明 (明治大学)

沖縄の本土復帰前後から 20 年間に見られる政策
—革新系知事と保守系知事の政策の違いに焦点を当てて—

司会 焦従勉 (京都産業大学)

討論 報告 1: 金川幸司 (静岡県立大学)

報告 2: 辻陽 (近畿大学)

ローカル・ガバナンスが重視される時代の地域 コミュニティにおける自治体職員の役割に関する研究 —“地域密着型公務員”としての地域担当職員制度に 関する分析を通して—

宇佐美 淳¹

元甲府市役所

昨今の自治体経営をめぐるのは、社会全体が超高齢化し、人口減少が進む中で、大幅な財源不足による極めて厳しい財政状況にあるとともに、自治体職員数は減少傾向にある。そうした厳しい経営状況の中においても、住民に身近な存在である自治体行政に対して、住民から求められるニーズは複雑かつ多岐に亘っており、きめ細かなサービスの提供が難しくなっている。

そこで、本報告では、そうした自治体経営をめぐる課題を解決するための方策の一端として、限られた人員、つまり、自治体職員数の中、より住民に近い立ち位置で、地域コミュニティが抱える課題を早期に把握することを考察の前提とする。その上で、未だ全国で約3割の自治体でしか実施されていない、「地域担当職員制度」の導入ないし積極的活用について考察する。

本報告で考察の中心とする「地域担当職員制度」については、2020年に示された第32次地方制度調査会の答申の中で、ネットワーク型社会における多様な主体による協働を図るための地域人材の例として「地域担当職員制」の導入を挙げている。

本報告では、自治体内でネットワーク・ガバナンスを構成する地域コミュニティにおける各種アクターの中であって、行政職員による最適な関わり方とはどのようなものかという問題をメイン・クエスチョンとし、加えて、何故「地域担当職員制度」は全国で導入が進まないのかという問題等をサブ・クエスチョンとして、問題意識の提示を行う。

そこで、本報告では、まず、全国規模で実施されたアンケート調査や報告者による補足的な独自調査の結果から、「地域担当職員制度」の導入状況及び活動実態の概要について分析する。また、「地域担当職員制度」と都市内分権制度、行政協力制度との関係性についての整理を行う。その上で、「地域担当職員制度」が抱える課題に対してどのように取り組んでいるのか等、各自治体の担当課等に対して報告者が行った調査を含めた事例分析を行う。そして、本報告における事例分析を通して捉えた、「地域担当職員制度」の導入自治体における導入形態及び活動内容を基にして、全体像の類型化を行う。

次に、ローカル・ガバナンスにおいてネットワークを構成する地域コミュニティの各種アクターとの関係について考察する。最後に、「地域担当職員制度」をより活性化させるため、地域担当職員を M.リップスキの“Street-Level Bureaucracy”に基づく3つの特徴（裁量性、専門性、境界性）に加え、“Community-Level Bureaucracy”、つまり“地域密着型公務員”としての地域担当職員が有する2つの特徴（代表性、調整性）の観点から考察を行い、ローカル・ガ

¹ E-mail: public_policy_ju@yahoo.co.jp

バランスが重視される時代の地域コミュニティにおける自治体職員の役割についてまとめる。

沖縄の本土復帰前後から 20 年間に見られる政策 —革新系知事と保守系知事の政策の違いに 焦点を当てて—

村岡 敬明¹

明治大学

<キーワード> 長期経済開発計画、沖縄振興開発特別措置法、CTS、公害、教育文化の振興

沖縄が本土に復帰した 1972 年 5 月 15 日から屋良朝苗と平良幸市という 2 代続いた革新系知事がイデオロギー論争に没頭して、沖縄県のインフラ整備を怠ったことと、屋良知事が経済政策を誤ったことで、県民の雇用は拡大することなく、逆に公害が発生して、海の環境汚染で農民の生活を奪う結果となった。

こうしたことから、西銘順治が 1978 年 12 月 10 日の沖縄県知事選に立候補した時、沖縄県民は構造不況から貧困のどん底にいた。当選した西銘の使命は、そこから脱却して沖縄経済を浮揚させることである。そのために、西銘知事が取り組んだ下記のインフラ整備を伴う公共政策の策定について読み解いた。

- (1)屋良元知事時代における金武湾の原油備蓄タンク群を含む CTS 建設で発生した公害が、当選したばかりの西銘知事に負の遺産となって引き継がれた。
- (2)医者不足を解消する琉球大学医学部と、芸術文化の伝統を継承する県立芸術大学の開学とを決定した。
- (3)伝統工芸を保護するために、沖縄コンベンションセンターを開館した。また、西銘知事の 1979 年に「琉球政府行政文書」の保存が始まり、大田知事の 1995 年に沖縄県公文書館が開館した。
- (4)今帰仁城と首里城が UNESCO の世界遺産に登録され、琉球王家の遺産は那覇市と浦添市に寄贈された。

西銘知事が県民の信頼と期待に応えるべく、1979 年 2 月 24 日の沖縄県議会において、(a) 景気対策と雇用の安定、(b) 地域特性を生かした産業の振興、(c) 生活環境の基盤整備、(d) 社会福祉の充実と教育文化の振興、(e) 戦後および復帰処理の促進など、インフラ整備を中心とした 5 項目にわたる県政の重点政策を公表した。本研究は、上記の 5 項目の内の(d)の施策を、まず取り上げる。残りの 4 項目の政策の策定については、本研究の後に順次対応していきたい。

¹ E-mail: muraoka@shikon.meiji.ac.jp

第 2 日目 2021 年 6 月 5 日 (土) 15:15-17:15

共通論題 2

6 月 6 日 (日) 共通論題 2 ポスト・コロナの政策デリバリー
15:15-17:15

報告 1 青木尚美 (東京大学)

新型コロナウイルスのワクチン接種における選択の自由と接種への
意向に関する実験的検討

報告 2 三原岳 (ニッセイ基礎研究所)

民間中心の提供体制に対する政府介入の歴史的な考察
～コロナ禍への対応と医療構想の推進に向けて～

報告 3 森浩三 (神戸市)

Covid-19 の教訓と今後の住民サービスのあり方

司会 砂原庸介 (神戸大学)

討論 片桐直人 (大阪大学)

曾我謙悟 (京都大学)

ポスト・コロナの政策デリバリー

司会者： 砂原 庸介

神戸大学

登壇者： 青木 尚美 三原 岳 森浩 三

討論者： 曾我 謙悟 片桐 直人

新型コロナウイルス感染症の対応において、多くの国では私権の制限を伴うロックダウンが実施され、日本でも広範に自粛を通じた自己検疫が求められた。このような対応は、災害対応に近い性格を持つ一方で、災害時にしばしば見られるような政府機能の低下が生じるわけではなく、政府は平常時と同様の能力を持って医療供給や生活資金の給付を行うことになった。中央政府と地方政府が高度に融合的である日本の場合には、そのような政策デリバリーにおいて中央地方間での情報のやり取りや意思決定のための調整が必要となり、今回の感染症対策では特にデジタル化が不十分であるとして大きな批判を受けた。そして、2021年に入ってから、いかにワクチン接種を効率的に進めて感染症の抑制を図るかが大きな課題となっている。

共通論題2では、このような融合的な中央地方関係の下での政策デリバリーに焦点を当てる。公共サービスを政府がその意図通りに人々に届けるためには、政府の活動だけではなく、民間の意思決定主体や一般市民の自発的な協力が不可欠である。この共通論題では、とりわけ今回の感染症対応においてそのような傾向が強く表れている、ワクチン接種・医療供給・個人情報の利活用といった場面に焦点を当て、危機を経て新しい平時に向けての政策デリバリーについて考察する。特に地方政府は、人々に求められる対応を十分にこなすことができるのか、今後どのようなことが求められるのかなどを検証・議論することを通じて、平時での対応となっていく今後の感染症対応のあり方を問うとともに、政府による政策デリバリーの質の改善について検討することを目指す。

新型コロナウイルスのワクチン接種における選択の自由と接種への意向に関する実験的検討

青木 尚美
東京大学

世界中で新型コロナウイルスのワクチン接種を促進する動きがある中、本研究では接種を受ける意向に寄与する要因を実証的に探ることを目的とする。具体的にはワクチンの選択肢の数が接種への意向に影響し、またこの効果が個人の行政、医療、科学等の体制（institution）に対する信頼度によるとの仮説を検討する。信頼が高ければ、選択肢がなくとも、または少なくとも、提示されたワクチンを受け入れる傾向が高いと推測されるからである。

心理学系の研究では選択肢の数が、選択結果の満足度や後悔等に影響することがわかっている。他方、医学を含め様々な分野で個人のワクチン接種への意向に影響を与える要因が研究されてきており、体制への信頼がそのひとつであることが実証されている。本研究ではこれらの異なる学術領域の研究結果を応用し土台とすることで、上記の仮説を提唱する。

仮説検証にはウェブ上での実験を用いる。現在日本に在住する18歳以上で、これまでに新型コロナウイルスワクチンを接種していない個人を対象とし、実験では、選べるワクチンの数が異なるシナリオを割り当てた群間の接種への意向の差、また、選択肢の数と体制への信頼度との交互作用効果を検証する。

2021年4月現在ワクチンの供給は世界的にも不足しており、日本ではファイザー社のワクチンのみが承認されているため、選択肢をつくることは現実的ではない。しかし、現在世界では数多くのワクチンが開発中であり供給も加速する中、今後、選択肢をつくることは不可能ではないと予想される。実際、アメリカやカナダではすでにワクチンが選択できるところもでてきている。

本研究では今後世界各地でワクチンの選択が可能になる可能性を鑑み、選択の自由がワクチン接種率向上と集団免疫達成に向けた有効な政策オプションとなり得るか考察し、国内外の感染症に対するワクチン政策と関連研究分野への示唆を提供する。

民間中心の提供体制に対する政府介入の歴史的な考察 ～コロナ禍への対応と医療構想の推進に向けて～

三原 岳

ニッセイ基礎研究所

2020年前半から感染が拡大した新型コロナウイルスは日本の医療提供体制の問題点を浮き彫りにした。中でも、日本の病床数は人口比で世界一なのに、欧米よりも少ない重症者数で病床が逼迫した点が問題視されており、その背景の一つとして、医療機関の役割が不明確な結果、病床や患者の融通をスムーズに進められない構造が指摘されている。例えば、急性期病床を名乗っているのに、患者を受け入れていなかった病床（通称、「何ちゃって急性期」「名ばかり急性期」）の存在が以前から問題視されていた。

そこで、政府は都道府県を中心に急性期病床の削減や回復期の充実、在宅医療の普及などを目指す「地域医療構想」という改革をスタートさせていたが、民間中心の提供体制では政府（地方政府を含む）の影響力が限られるため、実効性を欠いていた。

さらに、民間中心の提供体制における政府の関与はコロナ対応の病床確保でも論点となっており、「地域医療構想は病床削減」「コロナ対応は病床確保」という形で方向性が違うとはいえ、「民間中心の提供体制に対して、政府がどう関わるべきか」という構造的な問題は共通している。

本稿では、こうした医療提供体制の構造を指摘した上で、過去の改革論議を振り返り、民間中心の提供体制に対し、地方政府を含めた政府がどのように介入してきたか考察する。さらに、感染症に対応可能な柔軟さを持ちつつ、病床削減などの医療提供体制改革を進める観点に立ち、民間医療機関の公共性を高める制度改正などを提案する。

Covid-19 の教訓と今後の住民サービスのあり方

森 浩三

神戸市

今般の Covid-19 においては、住民サービスに関する国・地方公共団体の役割、並びに官民共創及びデータ利活用に関する教訓を得た。今後、人口減少局面において地方公共団体としてどのように地域運営を行うべきか、考察する。

1. Covid-19 の教訓—「デジタル敗戦」（平井デジタル担当大臣）

① デジタル面の混乱

② 新たな兆候

2. 住民と地方公共団体における変化

① 場所・時間の制約の解消へのニーズ → 非対面・非接触ニーズ

② 多様な担い手による社会課題解決、住民ニーズ充足 → 官民共創、最適かつ迅速

③ データの価値 → 将来予測、サービス個別化、住民の主体的判断

3. 地域が置かれた状況

① 地球温暖化 自然災害の巨大化・深刻化、新たな感染症、食糧危機

② 少子高齢化 労働人口減少、付加価値減少、税収減、社会保障費増、地域担い手不足

③ 社会経済の複雑化 新たな社会問題・課題、ニーズ多様化、制度の複雑化、デジタルデバイド、公共インフラ老朽化

④ デジタル技術の進展と担い手の多様化

4. 地方公共団体の永遠のテーマ

如何に住民が（総体として）豊かで快適な生活を送ることができ、それを次世代まで維持することができるか？

5. 方向性

① 官民共創、多様な担い手による高付加価値サービスの供給

② 住民サービスの個別化

③ アジャイル手法によるスピーディーな事業化

④ データに基づく的確なサービス供給

⑤ 住民の主体性の尊重、市民参加

6. 国・地方公共団体・住民・事業者の役割

① 国 標準・汎用的システム・制度構築

② 地方自治体 官民共創による公共サービス提供、住民の個人情報保有、情報提供

③ 住民 主体的判断、市民参画

④ 事業者 情報連携による公共サービス提供、事業成長、雇用創出

2021 年度研究大会実施体制

企画委員会

委員長 福井 秀樹（愛媛大学）
委員 宇佐美 誠（京都大学）
加藤 淳子（東京大学）
角谷 快彦（広島大学）
河村 和徳（東北大学）
助川 康（防衛研究所）
砂原 庸介（神戸大学）
永田 尚三（関西大学）
秦 正樹（京都府立大学）

研究大会実行委員会

委員長 山崎 栄一（関西大学）
委員 桑名 謹三（関西大学）
白川 展之（新潟大学）
杉岡 秀紀（福知山公立大学）
永田 尚三（関西大学）
永松 伸吾（関西大学）

開催校連絡先

関西大学社会安全学部 山崎研究室
関西大学社会安全学部 永田研究室

日本公共政策学会事務局

〒569-1098

大阪府高槻市白梅町 7-1

関西大学 高槻ミュージックキャンパス

関西大学 社会安全学部

永田尚三研究室

E-mail : jimukyoku@ppsa.jp